

# 漢籍訓読語の特徴

— 群書治要古点と教行信証古点・法華経古点との比較による —

小林芳規

## 第一節 資料と方法

### 第二節 群書治要古点との相違を主とする訓法

第一項 教行信証古点と法華経古点とは同じ訓法の場合

第二項 教行信証古点と法華経古点とが訓法を異にする場合

### 第三節 二資料に共通する訓法

## 第四節 結語

六輯、昭和二十八年三月)

## 第一節 資料と方法

(注2) 「言と辞との訓分け」訓点語学会発表、昭和三十四年十一月

平安時代・鎌倉時代の漢文訓読語そのものの究明に

おいて、その中の漢籍の訓読語体系と仏典の訓読語体

系とが相違するものであるか否か、相違するとすれば

その事実の記述と相違の原因の説明とがなされなければ

ならない、という向題がある。しかしこの向題につ

いては未だ十分に解明されていないと考えられる。

漢籍の訓法が、仏典の訓法とは相違する面を持って

いる事実を、筆者は、漢文訓読語の史的変遷を課題と

して究明する過程において、知ることが出来た。当初

十年前の小論で、後世再読字とされる「令」「使」の

訓法を基として言及し、その後三四の事実を報告する

こと<sup>(注1)</sup>によって相違の存することに確信を抱くに至った。

(注1) 「使役の令・教・遣・使・俾など」の訓法(「漢文訓

読史上の一向題——再読字の成立について——」国語学十

「博士読の源流——トキンバ「則」を一例として——」国文  
学言語と文藝十四号、昭和三十六年三月)

「陳述の助字『之』の訓読——特に博士家点と仏家点との訓分け」  
文芸論叢二十三号、昭和三十七年十月)

しかも、このような相違は、単に三、四の事実にとら

ず、更に多くの点にも見出されそれが両訓読語の体系

の相違に基くものであると予期された。又、相違の

原因は、「注2」の諸向題においては、仏典の訓法が一

般に史的変遷をしていて、新しい訓法を反映している

のに対して、漢籍では、古訓法(平安初期か)を伝え

ている為であるかと仮定した。本稿の意図は、先ず右

のような相違の事実を、断片的ではなく、所定の訓点

資料の訓読語全部を比較検討することによって、広く

記述して置き更に他に言及する手掛りを得たいこと。

第二に、右の原因についての仮説がこれらにも適用するか否か検証したいこと、の二点に在る。

漢籍の訓点資料の現存するものは平安中期以降である。従って本稿で「漢籍訓読語」というのは平安中期以降のそれを指す。現存する漢籍訓点資料は殆どが博士家の家学と密接な関連を持っている。それらの訓読語は、平安・鎌倉時代を通じて、各家の訓読語として一定しているものであつて、<sup>（注3）</sup> 時向の推移に従つて史的交還をするという性質のものでは無いと見られる。

（注3） 拙稿「神田本白氏文集の訓の類別」国語と国文学、昭

和三十八年一月号

拙稿「金沢文庫本群書治要卷四十所収三略の訓点」

田山方南華甲記念論文集、昭和三十三年十月

しかも、平安時代の漢籍訓点資料はいずれも量的に断片的なものである。これにひきかえ鎌倉時代になると春秋経伝集解（金沢文庫本）三十軸とか、群書治要（金沢文庫本）四十五軸とか、古文尚書（神宮文庫本）

十三軸、白氏文集（金沢文庫本）残卷二十軸、論語集解十巻の如く量的必要度をかなり充す資料が現存する。理想的にはこれら現存する全資料の全訓読語について、仏典の全訓読語と比較検討すべきであらう。しかし、實際處理の方法としては、特定資料を代表として選びその語彙索引を作成し、その訓読語の体系的記述がなされてあるものについて、仏典の同種の条件を備えた資料と比較することが可能な方法であらう。その際、相当の分量を有する資料であることが、事柄の性質上、必要である。

右の条件に適う資料として、漢籍では、群書治要古点を選んだ。この資料は右の外にも、次の如く加点者、加点事情、加点時期が判明しているという条件をも持っている。群書治要古点四十五巻（現存四十七巻の内、二巻は無点）は、経書・史書・子書の六十八種の漢籍を含み、その中、史・子書は藤原家の訓法の移点を混ざるのに対して、巻一から巻十までの経部九巻（巻四

欠)は、加点者清原教隆の点であり、しかも詳細を極めている。各巻の誡語によると

建長五年(二五三) (巻二尚書・卷三毛詩)

建長六年(巻五春秋左氏伝<sup>中</sup>)

建長七年(巻二周易、巻六春秋左氏伝下、巻十礼記)

子家語)

正嘉元年(二五七) (巻九孝經・論語)

(巻八周礼・同書・国語・韓詩外伝も右頃)

にわたって、教隆が清原家学により北条実時に授けたものである。この経部は、先に量の多い漢籍点本として挙げた春秋経伝集解や尚書・論語をも含んでいて、諸種の経書を内容に持つから、神宮文庫本尚書十三軸とか論語十巻とかの一種だけを取挙げるよりも利点が多い。しかも何れも清原家の訓法を純粹に伝えている。へこの点で、金沢文庫本文集は系統が未だ詳かでない上に取台とという欠点があって資格を欠く。群書治

要の教隆点については、既に十年程前、語彙索引に基きその訓読語の全貌を卒業論文として報告した。

群書治要の教隆点九巻を対象とするについては、次のような心配があるかもしれない。即ち、清原家の訓法を以て漢籍訓読語の代表としてよいかという点である。しかし、博士家家学において、清原家は、紀伝の代表たる菅原家と並んで、明経家を代表するものであって、その訓読語も最も訓点的で漢籍訓読語を代表するものと考えられ、且つ後世への影響も大きい。尤も博士家各家間で訓法を異にし、家毎の一定の訓読態度を持つことも争いである。<sup>(注)</sup>しかしその相違は、漢籍訓読語と仏典の訓読語との相違とは質を異にする。即ち本稿で取上げる仏典の訓読語との相違については、各家の訓法が殆ど何れも共通して漢籍訓読語としての特徴を持っている。いわば仏典の訓読語に対する「漢籍訓読語」という大分類の中における、小分類として各家間の相違を處理することが出来る。(その小分類の

詳細については別稿以下を期したい。従って博士家を代表する清原家の訓法に拠って、漢籍訓読語を仏典のそれと比較することは、当面の方法として有意義であると思えるのである。

(注々) 菅原家と藤原・大江家の相違については「注」参照。

又、清原家と中原家との相違については「老子經の古訓

法」漢学叢刊六十九号 昭和三十九年 月予定）参照。

仏典の訓点資料は、言うまでもなく、平安初期から現存し、鎌倉時代までも相当の点數に上る。その中、平安初期と中期以降とは、訓法の上に変遷の存する二つが具体的に知られ、又、中期以降でも宗派による訓法の相違も二三の争実で考えられる。従って仏典の訓読語内部には相違を形作る二つの大きな要素がからんで来て、その代表資料の選択は、漢籍の場合よりも困難のようである。

(注々) 拙稿「漢文訓読史研究の一試論」国語学五十五輯、

昭和三十八年十二月

(注ろ) 「助詞イの残存—平安時代の使用者と用法」東洋大

学紀要十三集 昭和三十四年五月

「及字の訓読」国文学言語と文藝四号 昭和三十四年

四月

「漢文訓読史から見た打消の訓法」文学論叢十九号

昭和三十六年三月

しかし、漢籍における代表と同種の条件を持つことが必要であるし、更に漢籍の代表たる群書治要教隆点から、その比較の相手として、制約を蒙ることによってその送定範圍も狭められて来る。例えば、平安初期仏典の訓読語は不適當であろう。而して仏典の訓読語が史的変遷する争実を考慮し、従って又、同種の本文がそれ以前に訓読されたことのない本文を持つ方が変遷を反映し易いと考えると、群書治要古点と同時期の資料を取上げることが、一つの試みとして許されると思う。右のような条件に加えて、分量が匹敵することと、加点者・加點事情等の判明することを考えて、教行信

証古点を選んだ。

教行信証は親鸞上人の自筆草稿本が東本願寺に所蔵されており、全六巻に自筆の詳細な訓が加えられている。この仮名訓には、草稿本の故に少くとも四次の加点が認められ、第一次は本文と同時で文暦二年(二二五)上人六十三歳の頃、第二次三次四次はその後入滅の弘長二年(二六三)九十歳までの間に補加されたものと見られる。それらの訓の向には表記上の異同は認められるが、訓法は大同である。草稿本の配巻・紙数は次の如くである。

第一冊(教巻・行巻) 序・顕浄土真実教文類一。

同行文類二(七十三葉)

第二冊(信巻) 顕浄土真実信文類序・同信文類

三(八十八葉)

第三冊(証巻) 顕浄土真実証文類四(二十八葉)

第四冊(真仏土巻) 顕浄土真仏土文類五(三十

五葉)

第五冊(化身上巻)<sup>本</sup> 顕浄土方便化身上文類六

<sup>本</sup> (五十五葉)

第六冊(化身上巻)<sup>末</sup>

<sup>末</sup> (五十葉)

毎葉平均表裏計十六行で、第一・二冊は第三・四冊の約二倍の分量であるから、重の上で群書治要九巻に略匹敵することになる。上人の争蹟やこの書の内容については諸書に譲る。唯、上人が比叡山において二十年向学向修行をした事と、その師の浄土宗開祖法然も亦青年時代天台の教字を研鑽している事は、親鸞の訓読語が天台系のそのの影響を大きく受けているであろうことが推察される。教行信証古点については、複製本により、昨春、語彙索引を完成し、その訓読語(および鎌倉時代の国語としての見地等)について別稿を纏めた(「国語史料としての草稿本教行信証の訓読語」未発表)。

教行信証古点を比較対象資料として取上げるについ

ては、しかし次のような難点が考えられる。即ち、教

行信証の本文は窺窩の創作に成るものであるから、その訓詁語には一段仏典のそれと異なつたものが含まれるかも知れないという疑いである。これを覆つ為に

比較相手の群書治要とはや、時代が降るが南北朝期点の「倭点法華經」へ古典全集本・重刊本を援用した。

倭点法華經八巻については、同集所収の阿田希雄氏の辭説に詳しい。嘉慶元年（一三二七）心空六十九歳成、逸点者心空は天台宗書写山の任侶で、法統が恐らく天台宗であつたろうという。法華經が天台宗の所依であつたことと、彼の用版とは関係があつたろうし、従つて、又その訓詁語も天台宗のものと推察される。

倭点法華經の訓詁語と教行信証の訓詁語とは基本的に極めてよく相通する。これは両本の訓詁語が天台系のそれを背景にもつてあると考えられる。しかし細部に於ては次節で述べる如き小異があるが、それは漢籍訓詁語とは対立するものとして處理できるもので

ある。

この天台宗系と考えられる訓詁語を以つて、仏典の訓詁語の代表とすることは不安があるかも知れない。しかし、平安初期などにおける法相・三論等の古宗派の訓詁語を除けば、右の資料に於いて取上げられた仏典の訓詁語の特徴は多く他の資料にも通ずると考えられ、その中の小異は、仏典訓詁語の中の小分類として處理できると考えられる。（詳細については「訓詁語法に基く訓点資料の分類について」を予定）。しかも天台宗の教学が平安時代に勢力を持ち、後世にも大きな影響を有したことを考えると、本稿で仏典の中から右種の訓詁語を先ず採上げたことは、当面の方法として無意味ではないと思う。

さて、群書治要古点と教行信証古点・倭点法華經との訓詁語が、具体的に、本稿冒頭「注2」の拙稿において漢籍と仏典との訓詁語に訓分があるとして引いた諸事項について、各々厳密に訓分分けられていることは

無論である。

西訓読語の比較について採った方法は、各々の語彙索引を基にし、各々の訓読語の記述を併せ勘えて、一字一字につきその訓法を比較検討し整理する仕方である。幸にして、漢文訓読語は本質的に「漢字」「漢語」を媒介として成立しているから、たとえ二乃至三資料で表現内容を異にする為にも、全体の文章や文句を異にしていても、その中において個別的には、語義・用法を等しくする漢字が存するものである。その漢字の訓法の異同を検討することが先ず可能である。そのうち二種以上の相異なる内容の漢文に亘って共通する程度と種類の多い漢字には、漢文法に大切な役割を果す「助字」が挙げられる。次に、助字に対する実字において、基本語彙等には一致するものが多いが、それ以外では不一致が多いことになる。漢籍と仏典とでは内容が異なるからなお更である。しかも同字についての

訓法の異なりという点から見ると、助字にはその相違が指摘できるのに対して、実字の訓にはその量の割には多くが期待できない。基本語彙ではむしろ同訓が多いし、又、文脈・文意の相違で同字異義の場合も存するからである。次に、目語の副詞の訓を持つ漢字の中には漢字の訓そのものは同じであるが、その副詞訓と密接な呼応関係を持つ語として読添えられる一定語へ例えば「況（カフ）」に呼応する「ヲヤ」・「豈（ツヅ）」に呼応する「ムヤ」の類に相違が認められる。

又、個々の漢字を媒介としなくても、その漢字が果して一思想表現となった「漢文」を、目語に訓読するに際して、個々の漢字と目語との対応を考える時、それに対応する漢字を持たない日本語へこれを読添語と名付けた。読添語は助詞・助動詞・形式語等、日本語の文法機能を形態に表わして担うものが多い。において、その語種・用法に相違を認められる。この場合は、比較すべき資料の全文の筋読が前提となり、その



俟可を経て始めてその説添語の語種・用法の相違が確  
認されることになる。

以上の四項目は、先に漢文訓読語の史的交遷の考察  
において、本文の同じ漢文を時代を異にして訓読した  
二種の資料で訓法の比較の際に整理した四項目と共通  
する。

右の項目の外に、更に、これまで漢文訓読語として  
注意されて来た語彙・訓読法で、漢籍の方が、或いは  
仏典の方が、一方にしか用いられない所の、各々の漢  
文の措辞の相違そのものに起因する相違も考慮する必  
要がある。

以上の五項目と整理番号とを示すと次の如くなる。

(算用数字が整理番号、以下これに従う)

- 一、語義・用法を等しくする漢字の訓法についての  
比較

#### 1. 助字の訓法

#### 2. 実字の訓

二、訓読に際して説添えられる語の比較

3. 副詞の呼応語

4. 説添語の語種

三、漢籍と仏典との措辞の相違に基くもの

5. 措辞の相違

#### 第二節 群書治要古点との相違を主と する訓法

群書治要古点の訓法を、教行信証古点および倭点法  
華経の訓法と比較すると、前節の五項目の各々につい  
てそれぞれ相違する訓法が存する。そのうち (一) 教行  
信証古点と倭点法華経とは共に同訓であって、それが  
群書治要古点とは相違する場合と、(二) 教行信証古点と  
倭点法華経とに訓法の小異があり、一方が群書治要古  
点と相違する(残る一方は群書治要古点の訓法と一致  
する) 場合とがある。(三) 群書治要とも一致せず、従っ

て三資料ともに異なる訓法は一、二に過ぎない。相違する項目の量から見て(一)の場合が多く(二)は少い。(二)のうち、群書治要古点と相違するのは教行信証古点で、倭点法華経と群書治要古点とが一致する。逆の場合は見当らない。三資料共に異なるのが少いのは、恐らく右の項目のような訓法は二者択一の場合が多いのに起因するためであろう。以下(一)(二)について五項目に従って例示して行く。へ例文中、数字は群書治要古点では巻数と行数、一例「卷ハ528」一、教行信証古点では冊数と紙数と表裏の別と行数一例「四ノウケ」一、倭点法華経では巻数と古典全集本における各巻毎の頁数一例「六ノノ」一を示す。

第一項 教行信証古点と法華経古

点とは同じ訓法

1. 助字の訓法

助字の訓法の相違には、「之」「則」「哉」「於」

「而已・耳」「歛」の訓分けがある。

「之」の訓分け

所謂陳述の助字「之」は、群書治要ではすべて不説であるのに対して、教行信証も倭点法華経もすべて「之」と代名詞の訓で読んでいて、極めて対照的である。(「注2」)

群書治要の例

經一始壹一臺

經「之」營「之」。辰一民改

「之」(卷三)

詩云惠我無疆子孫保之(卷三)

有禮者封殖之(卷二)

教行信証の例

虚空雖復非内非外而諸眾生悉皆有之(四ノウケ)

(四ノウケ)

大王殺法殺業殺者殺果及以所脱殺了之(二ノウケ)

(二ノウケ)

隨心所樂佛即度之(五ノウケ)

言<sup>ニ</sup>地獄<sup>ト</sup>者<sup>ハ</sup>、爲<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>。何<sup>レ</sup>義<sup>ニ</sup>臣<sup>ノ</sup>當<sup>リ</sup>。説<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>。(二五  
オ三)

倭点法華經の例

合<sup>テ</sup>判<sup>ス</sup>淨<sup>ヲ</sup>重<sup>ト</sup>。白<sup>ク</sup>佛<sup>ニ</sup>言<sup>フ</sup>。世<sup>ニ</sup>尊<sup>ト</sup>唯<sup>ニ</sup>願<sup>フ</sup>。説<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>。(一  
ノ四)

應<sup>ニ</sup>當<sup>リ</sup>等<sup>一</sup>心<sup>ニ</sup>。各<sup>ニ</sup>各<sup>ニ</sup>與<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>。(二ノ二二)  
於<sup>テ</sup>後<sup>ニ</sup>親<sup>ト</sup>友<sup>ト</sup>會<sup>フ</sup>。遇<sup>フ</sup>見<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。(四ノ一五)

「則」の訓分け

「則者承上起下之詞(經伝釈詞)」という接続の助字  
「則」は、群書治要ではその使用回数極めて多いに  
も拘らず、「スナハチ」は無論他の訓も付訓した例は  
皆無である。而してその直前に接続助詞「バ」「テ」  
や「トキンバ」や「ハ」を説添える。就中「トキンバ」  
の説添が最も多く極めて印象的である。この「則」字  
が不説の置字であることは、柱庵和尚家法倭点の記筆  
や室町時代における「則」訓の成立等から旧稿で指摘  
し、併せて右の訓法が漢籍の訓法の特色の一をなして

いることを述べた。(博士説の源流「トキンバ」「則」の訓を) (一  
例として「国文学言語と文藝十五号」)  
れに対して教行信証でも倭点法華經でも「トキンバ」  
の説添は殆ど無く、一様に「スナハチ」と訓んでいる。

群書治要の「トキンバ」説添の例

所<sup>レ</sup>官<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>。得<sup>ル</sup>人<sup>ヲ</sup>。則<sup>チ</sup>治<sup>ム</sup>。失<sup>フ</sup>人<sup>ヲ</sup>。則<sup>チ</sup>亂<sup>ス</sup>。(卷二二六)  
悦<sup>ム</sup>而<sup>シテ</sup>以<sup>テ</sup>巽<sup>カフ</sup>トキンバ。則<sup>チ</sup>乖<sup>フ</sup>争<sup>ム</sup>不<sup>レ</sup>作。(卷二三三)  
易<sup>キ</sup>知<sup>ル</sup>則<sup>チ</sup>有<sup>ル</sup>親<sup>ト</sup>。易<sup>キ</sup>從<sup>フ</sup>則<sup>チ</sup>有<sup>ル</sup>功

(卷二二六)  
好<sup>ク</sup>問<sup>フ</sup>。則<sup>チ</sup>裕<sup>ク</sup>。自用<sup>ス</sup>。則<sup>チ</sup>小<sup>シ</sup>キナリ

教行信証の例

惡<sup>ク</sup>麗<sup>ク</sup>有<sup>ル</sup>力<sup>ト</sup>。則<sup>チ</sup>降<sup>ル</sup>霜<sup>ト</sup>。非<sup>レ</sup>時<sup>ニ</sup>。暴<sup>ク</sup>風<sup>ト</sup>疾<sup>ク</sup>。雨<sup>ト</sup>。  
五<sup>ノ</sup>穀<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>登<sup>ル</sup>。(六ノオ)

因<sup>テ</sup>雖<sup>モ</sup>无<sup>ク</sup>量<sup>ト</sup>。説<sup>ク</sup>善<sup>ノ</sup>知識<sup>ヲ</sup>。則<sup>チ</sup>已<sup>ニ</sup>攝<sup>ル</sup>盡<sup>ス</sup>。(五ノウ)

若<sup>シ</sup>但<sup>シテ</sup>專<sup>ラ</sup>稱<sup>ス</sup>スルハ。佛<sup>ノ</sup>名<sup>号</sup>。則<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>具<sup>ニ</sup>稱<sup>ス</sup>スルナリ。諸<sup>ノ</sup>佛<sup>ト</sup>、

名号 (一46オ2)

當勤 正念 不取 不着 則能 遠離 是 諸

業 鄣 (六30ウ2)

倭点法華經の例

如来 亦 復 如 是 則 為 一 切 世 間 之 父

(二ノ24)

無 一 明 滅 則 行 滅 矣 (三ノ53)

汝 等 若 能 如 是 則 為 已 報 諸 佛 之

恩 (七ノ24)

倭点法華經は例外なく全卷「則」の訓である。(心空

の法華經音訓にも「則、リ、スナフチ、ノトル」とある)

仏典訓読語では、平安初期および古訓法を残存するも

の或いは漢籍訓の影響を受けた資料を除いて、一般に

「則」と訓まれることは前掲拙稿で指摘した如くで

ある。教行信証には次の一箇所のみ「時 則」の例

がある。

若 无 智 慧 為 衆 生 時 則 墮 顛 倒

若 无 方 便 觀 法 性 時 則 證 實 際 (三23)

オ4)

「哉」の訓分け

「歎 辞 也」(助 字 弁 略) の 意 の 「哉」 は、 群 書 治 要

では「善 哉」(卷 十 七) の 如 く 「カナ」 の 訓 も ある が

一 方 次 の 如 き 不 読 も 存 在 する。

帝 曰 吁 臣 哉 降 哉 隨 哉 臣

「哉」。(卷 二 十)

益 曰 吁 哉 哉 (卷 二 五)

子 貢 曰 進 賢 賢 哉 (卷 十 三)

第一例の左傍の注記でこの助辞が不読であることは明

らかである。これに対して教行信証にも倭点法華經で

もすべて一様に「カナ」と訓じている。

教行信証の例

悲 哉 垢 鄣 凡 愚 自 從 无 際 已 來 (五40オ2)

果 遂 之 善 良 有 哉 (五40ウ5)

愚 哉 後 之 學 者 聞 他 力 可 乘 (一60オ2)

倭点法華經の例

佛告諸羅刹女善哉善哉(ハノ28)

而作是言咄哉丈夫何為衣食乃至如

是(四ノ15)

「於」の訓

「於」が場所・時間・事物・人等の語の上に置かれ位置・目的等を表す前置詞としての用法には群書治三では①「オイテ」と訓ずる場合と②不説とがある。

① 於目「則」美(巻ハ36)

民・生・於三・事三之知(巻ハ27)

各於其黨(巻九230)

② 「於」是乎有狂悖之言(巻ハ27)

造一・次・必「於」是顛沛必「於」是(巻九

227)

唐一・虞之際「於」斯・為盛(巻九280)

これに対して教行信証でも倭点法華經でも①「オイテ」と③「ニシテ」の両訓が用いられている。

教行信証の例

① 彼於後時近惡知識心見他過(六

ノオ8)

於此四天下誰護持養育(六ノ4ウ3)

於雜之言攝入萬行(五23オ2)

③ 菩薩於地中得大寂滅上不見諸佛

可求(三ノ9ウ6)

法藏菩薩於世自在佛所悟无生忍(四ノ

ウ3)

知頭安養淨刹眞報土或染衆生

於此不能見性(四ノ33オ8)

倭点法華經の例

① 於無漏實相心已得通達(一ノ31)

③ 各於其國土説法求道(一ノ29)

即於法座上跏趺坐三昧(一ノ28)

便於中夜入無餘涅槃(一ノ26)

「シテ」の訓は場所の上に置かれる際に用いられる。

とが多い。(但し「於<sup>ニ</sup>中夜<sup>ニ</sup>」のような例外もある)

「「而已」「耳」の訓分け」

「耳、猶而已、猶矣也、猶已矣也(経伝釈詞)」「語已辞也(助字并略)」とされるこの助字に「ラクノミ」

「マクノミ」の訓が存したこと及びその訓の成立事情・消滅事情については旧稿で觸れた(「ちくのみに」「まくのみに」源流考、文臣論海八号)

その際この訓の表記方法に二種あることを指摘した。

即ち「<sup>ナラフ</sup>耳」の如く、この助字に直接付訓するものと、「不<sup>ズ</sup>…<sup>ニ</sup>耳」の如く「ラク」と「ノミ」を割って

この助字には「ノミ」の訓だけ左付訓し、「ラク」は上字に付す方法とである。群書治要では「而已」「耳」

の両字が存し、共に「ラクノミ」の訓を手えしかもその量が多いが、付訓方法は、後者の「ラク…耳」

「ラク…而已」と割る方法に拠るのが一般である。

(イ)ラ行変格型活用語に付く。

主一君・亦不<sup>ズ</sup>好<sup>ム</sup>士<sup>ヲ</sup>を耳(卷八<sup>四</sup>)

言<sup>フ</sup>政<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>幸<sup>ヲ</sup>易<sup>ク</sup>耳(卷三<sup>五</sup>)  
其所<sup>ノ</sup>務<sup>ヲ</sup>者、祭<sup>ニ</sup>祀<sup>ス</sup>而已(卷一<sup>三</sup>)

(ロ)四段・ラ変・ナ変以外の活用語に付く。

唯德<sup>ニ</sup>是<sup>ト</sup>與<sup>ス</sup>耳(卷三<sup>五</sup>)  
但從<sup>ニ</sup>婦<sup>人</sup>出<sup>テ</sup>耳(卷三<sup>五</sup>)

委<sup>ニ</sup>佐<sup>ニ</sup>賢<sup>ニ</sup>能<sup>ニ</sup>而已(也)(卷二<sup>四</sup>)

(ハ)四段・ラ変活用語に「ラクノミ」が付く。

禽獸<sup>ノ</sup>知<sup>ル</sup>為<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>聲<sup>ノ</sup>耳(卷二<sup>四</sup>)

茲<sup>ニ</sup>來<sup>ル</sup>對<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>長<sup>ク</sup>歎<sup>ス</sup>而已(也)(卷三<sup>四</sup>)

孔<sup>子</sup>對<sup>テ</sup>曰<sup>ク</sup>存<sup>亡</sup>禍<sup>福</sup>皆<sup>在</sup>己(也)

しかし「ラク」「ノミ」の結合は密接であつたらしく、常にこの四音節の訓で用いられている。従つて、この

四段・ラ変活用動詞にも終止形に「ラク」が付くといふ用法の成立の原因も「耳・而已」字に「ラクノミ」

の訓が密接な関係を持した所にあると考えられる。

これに対して、教行信証でも倭点法華経でも「耳」  
 「而已」は用いず、右傍に全訓を付訓している。  
 教行信証では「ナラクノミ」の五音節を付訓する。

① 十念業成 者、是亦通神者、言之耳  
 (二〇六オノ)

十念相續 者、是聖者、一教之名耳  
 (一〇六オノ)

② 諸佛、威神同等 耳  
 (田五オノ)

願生波者、當為此耳  
 (三九オノ)

佛告阿難、如世間有優曇鉢樹、但有實  
 无有華、天下有佛、乃華出耳  
 (一〇六ウツ)

倭点法華経でも、「ナラクノミ」の五音節を付訓する  
 外、「マクノミ」の訓もある。

① 言、汝狂人耳  
 (八〇五)

② 如優曇鉢華、時一現耳  
 (二〇五)

唯一佛乘、得滅度耳  
 (三〇六)

然、後、我身乃出一現耳  
 (四〇八)

此、是、化、一、城、耳  
 (三〇七)

(但し、一例のみ割って表記した例がある、

我、所、化、一、作、一、為、止、息、耳  
 (三〇九)

高山寺本類聚名義抄によると

耳、ナラクノミ、マクノミ

とあり、又、心空の法華経音訓にも

耳、ミ、マクノミ、キク

の訓があるから、「耳」にこれらの訓が固定していた  
 と見られる。従って教行信証・倭点法華経の②の如く  
 「ナルナラクノミ」「ベンナラクノミ」「ゴトンマク  
 ノミ」「セムマクノミ」等と附属形式に異様な訓法が  
 生ずるに至ったのである。(この種の他資料の例は前  
 掲拙稿参照)。

さて旧稿で、「ラクノミ」「マクノミ」の訓の消滅  
 について、その原因が、江戸の新訓法を主張する学者  
 の「……ラク……耳」における「ラク」の如き冗漫な読

添語を一切省くという態度に在り、その結果は「敢て怪しむに足らざるのみ」の如き用法の生ずることになった趣旨の事を説いたが、「ラク」が「耳」の如き

「耳」の訓ではなく、冗慢な読添語であると認定された資料的背景には、群書治要の如き漢籍の割った表記方法があったと考えられる。江戸の新訓法で批判の対象とした「古点」とは、博士家の伝統的訓法であり、仏典の訓法よりも漢籍の訓法が直接に影響を与えたことと考え合されるのである。所で、旧稿で割る表記方法の例として挙げた例を改めて見るに、漢籍が最も多く、他には高僧伝・三藏法師伝や世俗諺文の如き内容上漢籍と関係のあるものであるのは、群書治要の付訓法が他の漢籍等にも通ずるものであることが知られるのである。

「欲」の訓法

動詞の上に冠して所謂助動詞として用いられる「欲」の訓法は、群書治要では、付訓によると「ホッス」と

「オモフ」とがあり、量的には「ホッス」が多い。「ホッス」には直前の読添語の形式によって三様がある。

(1) 「マク欲ス」

曰・子欲見寡人何事 (卷八五八)  
子曰母速 (卷九三九)

(2) 「むことを欲ス」

欲使外人「之」不聞 (卷三二九)  
慄々然欲諫正「之」三反不

悦「於」其所言 (卷三三九)

弗欲生之故也 (卷十三九)

(3) 「むと欲ス」

「於」是軍師之欲戰者 (卷五九)  
老幼之欲有復於上而 (卷十九)

△ 欲「諸」三三建可室「矣」 (卷六二六)

最後の例は「ムトシテ」の如く見えるが、(1)(2)でも  
△ 愛「之」欲留「也」 (卷三二六)



△欲<sup>スレ</sup>戰<sup>ハク</sup> 者可<sup>ク</sup>謂<sup>フ</sup>衆<sup>ヲ</sup>「美」(卷五<sup>八〇</sup>)

とあるから、「ホッ」の省記と見られる。因みに動詞としての「ホッス」も別に存する。

我<sup>ハ</sup>欲<sup>ス</sup>仁<sup>ニ</sup>新<sup>ニ</sup>至<sup>ル</sup>「美」(卷九<sup>二九</sup>)

子<sup>ハ</sup>欲<sup>ス</sup>善<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>民<sup>ニ</sup>善<sup>ク</sup>「美」(卷九<sup>三〇</sup>)

「オモフ」は、「ホッス」に比べると例が少ないが、すべて「ムトオモフ」の形で用いられている。

(4) 帝<sup>曰</sup>「臣<sup>ハ</sup>作<sup>ラ</sup>朕<sup>ノ</sup>股<sup>ヲ</sup>耳<sup>ヲ</sup>耳<sup>ヲ</sup>予<sup>ハ</sup>欲<sup>ス</sup>左<sup>ニ</sup>右<sup>ニ</sup>」

有<sup>一</sup>民<sup>ヲ</sup>汝<sup>ヲ</sup>翼<sup>ス</sup>「(卷二<sup>一〇</sup>)」

公<sup>朝</sup>「而<sup>シテ</sup>国<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>問<sup>フ</sup>」予<sup>曰</sup>「欲<sup>ス</sup>與<sup>フ</sup>」<sup>定</sup>

音<sup>ハ</sup>右<sup>ニ</sup>「(卷六<sup>六八</sup>)」

予<sup>ハ</sup>欲<sup>ス</sup>親<sup>ム</sup>古<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>象<sup>ヲ</sup>「(卷二<sup>一〇</sup>)」

我<sup>ハ</sup>於<sup>テ</sup>也<sup>ニ</sup>欲<sup>ス</sup>報<sup>フ</sup>父<sup>ノ</sup>母<sup>ノ</sup>是<sup>レ</sup>德<sup>ヲ</sup>「(卷三<sup>三六</sup>)」

その用法は「我」の如き一人称の語に應ずるか、会話文中に見られ、「将」の字義と併せて意欲の意を表す場合に用いられていると考えられる。「オボス」「オモホス」等の訓は見られない。

これに対して、教行信証でも倭点法華経でも、「オモフ」と「オボス」、及び「ムトス」と訓ずる。直前の読添語は、いずれもすべて「ムト、ヘオモフ、オボス、ス」である。教行信証では「オモフ」「オボス」が全巻の大部分を占める。

(オボス) 世尊欲<sup>ス</sup>重<sup>テ</sup>明<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>義<sup>ヲ</sup>「又」は「メ」

の誤(六<sup>六</sup>ウ)

欲<sup>ス</sup>使<sup>テ</sup>一切<sup>ノ</sup>衆<sup>生</sup>莫<sup>ク</sup>不<sup>ニ</sup>齊<sup>ス</sup>

歸<sup>ス</sup>「三<sup>五</sup>ウ」

欲<sup>ス</sup>拔<sup>ク</sup>一切<sup>ノ</sup>衆<sup>生</sup>苦<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>「三<sup>九</sup>オ」

(オモフ) 欲<sup>ス</sup>得<sup>テ</sup>住<sup>ス</sup>安<sup>ス</sup>衆<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>普<sup>ク</sup>皆<sup>ク</sup>如<sup>ク</sup>意<sup>ニ</sup>

(四<sup>二</sup>オウ)

必<sup>ズ</sup>欲<sup>ス</sup>知<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>敢<sup>テ</sup>引<sup>ク</sup>佛<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>明

證<sup>ト</sup>「四<sup>二</sup>ウウ」

欲<sup>ス</sup>以<sup>テ</sup>誓<sup>フ</sup>聖<sup>ヲ</sup>「六<sup>三</sup>オウ」

我<sup>ハ</sup>今<sup>ハ</sup>欲<sup>ス</sup>見<sup>ル</sup>曼<sup>陀</sup>羅<sup>華</sup>「二<sup>六</sup>オ」

「オボス」と「オモフ」との違いは待遇表現の相違で、

「オボス」は尊敬表現である。右の外に「ムト欲」がある。

大論ニ釋ニテ四依ニ云ク欲ニ入リテ涅槃ニ時ニ語ニ  
諸ノ比丘ニ(五ノオク)

弥陀經ノ義疏ニ云ク如来欲ニ明ニ持名ノ功ヲ勝  
(五33ウ4)

賢愚經言ク若シ壇越將來未法ニ法乘欲盡ト(五3ウ5)

亦此ノ經ニ有リ眞實ノ斯レ乃チ開ニ金剛ノ眞心ヲ欲ス  
頭ニ攝取不捨ヲ(五21オ2)

又云劫欲ニ盡ト時五濁盛ナリ(五31ウ4)(「ホ  
ツ」は第三次の仮名か)

これらは最後の例の如く「ホツス」と訓んだかとも疑われるが、最後例の「ホツ」は第三次加筆と推測される別筆補加であり、且つこの「欲」は人間の願望や意志とは関係なく単に「欲將也(助字弁路)」の意であるから、「ムトス」の訓が國語に通う。願望の意の「ボ

ッス」の訓は字に即いた直訳訓であり、この資料には「オボス」「オモフ」があるのに「ホツス」という積極的な訓がない所から考えて、恐らく第一次点は「ムトス」であつたのが、後に他の影響で「ホツ」が補加されたものである。さすればその影響こそ、直訳語「ムトホツス」成立の一証となる筈である。

倭点法華経でも「オボス」「オモフ」と「ムトス」のみである。

(オボス) 欲ト説ニ大法、用ニ大法用、吹ニ大法標、華  
大法鼓、演ニ大法義ヲ(一ノ20)

(オモフ) 弥勒菩薩欲ニ目決ニ疑ヲ(一ノ11)  
今マ汝欲ニ知レ記ヲ「者」(五ノ16)

若シ欲ニ分別ニ為シ他人ノ説ト(六ノ54)  
(ムトス) 得ニ未嘗有リ欲ニ知ラムト此ノ光ノ所為、因

緣ニ(一ノ24)  
以テ敬心ヲ欲ニ問ニ具足ノ道ヲ(一ノ41)  
我カ此ノ法印ハ為シ欲ニ利ニ益ニ世間ヲ改ニ

(二ノ四)

「ムトス」には「ホッス」の確例がないから、「ムト  
ホッス」か「ムトス」か不明である。恐らく教行信証  
と同じく「ムトス」であつたのであろう。門前正彦氏  
は倭点法華經について「全部ホッスとなつており現在  
の固定した訓読法と全く同じ」とされた(訓点語と訓点  
資料三五「東文  
訓読史上の「向題」)が、私の調査は右の如くで、又、  
「オボス」「オモフ」も認められ相違した。

以上の諸訓法について萬葉集を見ると、次の如き例  
が認められる。

(マクホリス) 聞く人の見まくほりして(稅卷欲為)  
(萬六・一〇六二)

(ヲホリス) 己が命を(命乎)長くほりすれ(欲  
為礼) (萬十二・六六八)

(ムトオモフ) 吾が通はむとおもいしものを(將通  
常念) (萬四・五七六)

(ムトオモホス) 樂しけくあらむとおもほして(牟

登於母保之) (萬一八・四〇九四)

(ムトス) 片やきて行かむとするに(武土須流  
(萬一五・三六九四))

「オボス」が「オモホス」の転とすると、右の「欲」  
の訓について萬葉集にその語法の見られないのは「ム  
トホッス」のみとなる。この語法の成立と、この語法  
が単に「將」と同義の「欲」字(願望の意のない「命  
欲」「尽」等の用法の)の訓となる過程こそ、訓読史の  
問題とすべきである。屢々引かれる史記孝文本紀延久  
五年点の

欲ホシ為セ不善マ 欲ホシ為セ省ハツコトモ 母ヒコトヲ煩オシ  
民ミ

を初見とする漢籍或いはその關係の「ホッス」は、「マ  
ク」「コトヲ」を受ける用法とその意味とにおいて、  
萬葉集のそのの延長上にある語法・語彙であつて、異  
なるのは促音化の有無のみである。

問題とすべき「ムトホッス」の成立は、恐らく「マ

ク欲<sup>ホウ</sup>」「コトヲ欲<sup>ホウ</sup>」と關係がある。従つてその成立当初の基盤は二の「マク欲<sup>ホウ</sup>」「コトヲ欲<sup>ホウ</sup>」の訓法を特色として伝える漢籍に在つたと思つ。即ち「ムト欲<sup>ホウ</sup>」の「欲<sup>ホウ</sup>」が文字を等しくする故に「欲<sup>ホウ</sup>」に代置されることである。群書治要の(3)は既にその新訓法を示している。然るに、一般に仏典では「マク欲<sup>ホウ</sup>」「コトヲ欲<sup>ホウ</sup>」を用いないから、教行信証・倭点法華經の「ムト欲<sup>ホウ</sup>」は、恐らく未だその影響がない國語本来の用法と見るべきである。唯、教行信証の「ホツ」の加筆一例が或いは仏典にまで影響の現われる一端を示したのかも知れない。(因みに山田孝雄博士が「ムトホツ」の成立を江戸時代と見られたのは失考である)

以上の六項目における助字の訓法の相違を見ると、(1)「之」「則」「哉」「於」は群書治要が不説とするのに対して、教行信証・倭点法華經は所定訓を充てている。(2)「耳」「而已」は表記上、群書治要が「ノシ」は「耳」「而已」に付し、「ラク」は上字に付す

のに対して、教行信証・倭点法華經では「ラクノミ」「マクノミ」を「耳」「而已」の訓として付す。(3)「欲」字の相違は「ホリ(ツ)ス」の訓および「オボス」の有無と、直前の「マク」「コトヲ」の有無となる。

「之」「則」「哉」「於」を不説とし文意によって前後に様々の読添語を付す訓読態度は、漢文の意味を正しく理解すると共に、國語の法格を守つた訓法である。これに対して、同一字に所定訓を付すのは画一的直訳的訓読態度である。訓読史から見ると前者は仏典における平安初期のそれに通じ、後者は後半期のそれに通ずる。「耳」の訓は平安初期に存したが、必ずしも「ラク」「マク」と連合せず、又「耳」字も文意によつて種々に訓じられた。その中で感動・強調の意の「耳」の訓として「ラク」が上字に読添えられることがあつた。群書治要の表記形式はこの初期訓に通ずる。しかし「耳」「而已」字には一様に「ラク」を付す方式は新しい訓読態度の現れである。「ラク」「マク」

をも「耳」「而已」の訓とした「耳」「而已」の訓は平安中期以降成立のより新しい訓法である。これに比べると群書治要に見られる表記は、表記形式の面だけは古訓法に通ずると言える。又、「マクホリス」「ヘコト」ヲホリス」は上代に見える語法で、群書治要の方に見える「マク欲ス」「コトヲ欲ス」は、古語法に通ずる。「へむしろ」の訓の方が新しいと見られる。しかし「ムト欲」は、「ムトス」に比べて却って新しい訓法を示している。それには古語法「マクホリス」「コトヲホリス」の訓と共存することが契機となつたと考えられる。このように群書治要の方の訓法は、古訓法に通ずるか、又は新訓法でも古語法と何らかの関連を持つものであることが知られる。

## 2. 実字の訓

実字の訓の相違には、体言「言と辞」「諸」「謂」「終日」「用言」「在」「恋(上)二段」「喜(上)二段」

「カタケム」の類」が挙げられる。

「言」と「辞」との訓分け」

群書治要では、「言」「語」「話」は必ず「コト」と訓じ、「辞」「辨」は必ず「コトバ」と訓じて例外なく訓分けている。

「コト」の例

(言) 而以言受 其命也 如響

(卷一 42)

有言遜 于汝志 (卷二 27)

子曰 巧言令色 鮮仁

(卷九 182)

(語) 仲尼聞是語也 曰

請事斯語 矣 (卷九 27)

(話) 下民卒瘁 出話不然

(卷三 42)

慎爾出話 上の注に「話は言也」

とある (卷三 52)

「コトバ」の例

(辭) 君子は (略) 修辭 立其誠 (卷二 130)

將 叛者 其辭 慙 (卷一 490)

抑 人亦有言 抑辭 (卷五 53)

(辭) 辭、不直 [則] 煩 (卷八 38)

これに対して、教行信証でも倭点法華経でも、「コト

「コトバ」共にあるが「言」「語」にも「コトバ」と

訓ずる例が多く、右の訓分けが認められない。

教行信証の例

「コトバ」の例

(言) 莫隨邪見六臣之言 (二 62ウ4)

一多包容之言 (一 55オ5) (ハウヨウ)は

朱訓)

(語) 故語已得義 (五 7ウ3)

吾今雖聞如是二語 (二 66ウウ)

(辭) 是即定辭 (五 11ウ6)

(詞) 天親菩薩、自誓之詞 (一 25ウウ)

「コト」の例 (「ミコト」の形で用いられる)

(言) 僧聞佛言 (一 13オ4)

(語) 如來語、一味 (二 7ウ4)

倭点法華経の例

「コトバ」の例

(言) 而唱是言 (三 3)

而作是言 (ハ 3)

(語) 其常作是語 (ヒ 7)

若能信受是語 (ニ 1)

(辭) 如我辭曰 (田 54)

「コト」の例

(言) 而作是言 (一 37)

愚癡狹劣不信我言 (二 69)

(語) 信解如來、誠諦之語 (六 3)

「言」と「辭」とを訓分けることが他の漢籍一般に

も見られることは留って指摘した。(漢字とし

ての「言」「語」と「辭」「詞」とに意味の違いの存

することは、玄應の一切経音表およびそれを引用した  
 国音聲本類聚名義抄の記事で知られ、或いは説文でも  
 その意義を窺うことが出来る。江戸時代の学者も亦

言詞辨の三字は原照字典に音、聲、言、言之成、

文為詞、説文、辨、詞言、助也、易繫辭、伝、繫、辭、

等以尽其言、等、言、詞、言、助也、(詞三編)

と説く根底に、漢字の字義の相違を意識していたこと  
 を知る。漢籍における右の訓分けは、字義の違いを正  
 しく把握して、国語としても訓分けをした現れである  
 と考えられる。

国語としての「こと」と「ことば」について見るに、

「こと」が古く「ことば」は新しい。上代文献には

「こと」が極めて多い(萬葉集でも「辞」を「コト」

と訓ずる例が多い。玉勝向)。しかし萬葉集には既に

「ことば」も少数ながら存したらしい。「練乃言羽(コト

・七七田)と東歌の「伊比之氣等婆是(ニ。四三三六)

仙覺本「古度婆」(但し「古」は上代仮名)の仮名書、「入、

遣に取用となる

」

辞常(ハニ・ニハハハ)」「常、辞登(ハニ・ニ九六二)」の  
 「辞」の訓、および家持の例の左注「三箇辞」「六箇  
 辞」の諸例は上代における「ことば」の存在とその意  
 味を窺わせる。平安時代の和文における「こと」  
 と「ことば」の意味の差が、前者が表現素材を、後者  
 が具体的に表現されたもの、和歌、消息等の意を表す  
 傾向を認められながらも、例外の存するのは、恐らく  
 古い「こと」と新しい「ことば」との消長が関与して  
 いるためであろう。「こと」は次第に形式化し、複合  
 語の中に残って行く。徒然草(総索引)を見ると、単独  
 の用法としては「ことば」だけであって(二十二例)、  
 「こと」は複合語の構成要素として、「ことぐさ(言  
 種)」「ことうけ(言承)」「ことのは(言葉)」「  
 「こととつて(言伝)」「そらこと(虚言)」「ひとこと  
 (一言)」の如く用いられているに過ぎない。致行信  
 証・倭点法華経で「辞」「詞」を「コトバ」と訓ずる  
 のは無論、「言」「語」をも「コトバ」と訓じて漢籍

における如き訓分けの無くなつて来るのは「ことば」の勢力を得たことが背景にあるう。平安時代の仏典も曾って説いた如く(参照)、中期以降には「言」「語」を「コトバ」とも訓む例が現われて訓分けが乱れて来る。但、平安初期にはこの訓分けが存している。知恩院蔵三蔵玄奘法師表啓平安初期點(筆者原本調)を見よ。

① 其の迂みたる辭、璋(し)き説は、多ク剪一弁に從かへ、綴(ひ)て大、唐の西一域の記一十二巻と為(四九行)

此の燕(イ)辭を載てて其の實一録を採ラム(五行)

② 至(イ)理(言)无(其の道)證(する)者(者) 聖一帝なり (八行)

③ 龍宮の秘(る)言(言) 驚(嶺)の比(詞) 群(送)を「於」沙一界に導(き) 交(喪)「於」塵一劫(カ) 死(五)行(五)

の如く、「辞」と「言」とで訓分けを認める。(因みに、右によつて「言葉」という成語が日本で用いられたのは院政時代で(山田孝雄 萬葉集名義考)の不当なことは無論であり、右は萬葉集の「コトバ」の訓の傍証となる)。群書治要をはじめとする漢籍の「言」と「辞」との訓分けは、又、平安初期の訓分けの訓読態度に通ずると言える。

「モロモロ(諸・師・家)の用法」

群書治要では「モロモロ」は「師」「庶」「家」「醜」「諸」の訓として用いられると共に、体言として、「ニ」「ヲ」「ト」「ハ」「ノ」等の助詞に宛いて、広い用法を示している。

- 群一后(以)師(畢)會(卷二 305)
- 在(醜)「師」(則)「兵」(卷九 123)
- 西(造)具(備)師(師)「五」(卷二 525)
- 家(戴)君(以)目(存) (卷二 25)
- 庶(群)嗜(酒) (卷二 331)



文三三、收<sup>レ</sup>兼<sup>ニ</sup>于<sup>テ</sup>庶<sup>ノ</sup>言<sup>ハ</sup>庶<sup>ノ</sup>獄<sup>ハ</sup>庶<sup>ノ</sup>眞<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>  
(卷二七二)

これに対して教行信証でも倭点法華経でも、主に「諸」  
「衆」を訓じ、且つ唯「ノ」助詞に続いた「モロモロ」  
の形で連体語となる用法のみである。

### 教行信証の例

夫<sup>レ</sup>據<sup>テ</sup>諸<sup>ノ</sup>、修<sup>ニ</sup>多<sup>シ</sup>羅<sup>ノ</sup>勘<sup>ニ</sup>決<sup>シ</sup>、眞<sup>ニ</sup>偽<sup>ト</sup>、(六、ウ二)  
終<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>更<sup>テ</sup>歸<sup>ル</sup>依<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>餘<sup>ノ</sup>、諸<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>天神<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>、(六、ウオ  
三)  
人<sup>ノ</sup>念<sup>ハ</sup>十<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>、諸<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>行<sup>ク</sup>、法<sup>ニ</sup>、(一、ウ二)

### 倭点法華経の例

住<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>諸<sup>ノ</sup>、地<sup>ニ</sup>、(三、ノ、一、二)  
蟻<sup>ノ</sup>、銀<sup>ノ</sup>、諸<sup>ノ</sup>、虫<sup>ノ</sup>、(二、ノ、三、二)  
檀<sup>ニ</sup>、象<sup>ノ</sup>、徳<sup>ノ</sup>、本<sup>ノ</sup>、(二、ノ、四)  
衆<sup>ノ</sup>、難<sup>ノ</sup>、非<sup>ニ</sup>、一<sup>ニ</sup>、(二、ノ、三、五)

この「もろもろの」は平安時代の和文には一般に見ら  
れない訓読特有語とされるが(平安時代の漢文訓読語につきて  
の研究「説語研」と略称す)

ハ三三、その「モロモロ」は仏典における一般の訓  
法である。然るに、上代では萬葉集に「もろもろの  
(諸能)大御神等(五、八九四)―憶良」(この用法は訓  
読語の影響と考えられる。「萬葉集における漢文訓読  
語の影響」雑誌「国語学」投稿)とある外に、防人歌の  
「もろもろは(母呂母呂波)幸くと申す(二〇、四三と  
二)「や、又仏足石碑歌の「もろもろを(毛呂毛呂乎)  
卒て(ハ)」「もろもろ(毛呂毛呂)、救ひ(ハ)」「努め  
もろもろ(毛呂毛呂)進めもろもろ(毛呂母呂)(ハ十  
ハ)」によると広く体言として連体格以外にも用いら  
れていることを知る。さすれば群書治要における連体  
格以外の広い用法も亦、上代の古い用法と関係を認め  
ることが出来る。

「ノタウバク(謂)」

子<sup>ノ</sup>謂<sup>ハ</sup>荷<sup>ノ</sup>、豊<sup>ノ</sup>、公<sup>ノ</sup>「之」、无<sup>ノ</sup>道<sup>ナリ</sup>、(卷九、四七)

子<sup>ノ</sup>謂<sup>ハ</sup>子<sup>ノ</sup>産<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>君子<sup>ノ</sup>之道<sup>ト</sup>、四<sup>ツ</sup>「等」(卷九

24)

群書治要に見られる右の「ノタウバク」は、教行信証・倭点法華経には例が無い。これらには同用法の「謂」字は「イハク」と訓ぜられるのみである。

教行信証の例へ「謂」は「尊」等によって「イハク」の訓と見られる)

亦名<sup>ニ</sup>三修<sup>ト</sup>謂<sup>ク</sup>身戒心<sup>ナリ</sup> (四ノウノ) (は第三点)  
謂<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>如來<sup>ハ</sup>是實相<sup>ト</sup>身<sup>ナリ</sup>是為<sup>レ</sup>物<sup>ニ</sup>身<sup>ト</sup> (ニク  
オム)

倭点法華経の例

謂<sup>ク</sup>是<sup>レ</sup>苦<sup>ナリ</sup>、是<sup>レ</sup>苦<sup>ナリ</sup>、集<sup>ナリ</sup>、是<sup>レ</sup>苦<sup>ナリ</sup>、滅<sup>ナリ</sup> (三・53)

右の「ノタウバク」は他の漢籍にも見られ、

子<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>、我<sup>ハ</sup>先<sup>ニ</sup>王<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>、德<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>訓<sup>ニ</sup>、天

下<sup>ニ</sup> (猿投神社蔵・三千院本古文孝経建治三年

点)

子<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>、学<sup>ニ</sup>而時<sup>ニ</sup>習<sup>ス</sup>、之<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>説<sup>ス</sup>、乎<sup>ナリ</sup>

(論語集解建武四年點)

しの、たふまく、まつれいかくにす、むは、やしんなり (仮名書論語)

又、桂庵が「郷談」として退けたことは有名である (古点本の国語学内研 究・総論篇一六二頁)。この語は、萬葉集の家持の歌 (「陳<sup>ニ</sup>防人悲<sup>レ</sup>別之情<sup>ニ</sup>歌一首<sup>ト</sup>」) に、

父の命は梓綱の白影<sup>ノ</sup>の上<sup>ニ</sup>ゆ<sup>レ</sup>涙<sup>ヲ</sup>垂<sup>リ</sup>嘆<sup>キ</sup>のたばく (乃多婆久) (二十・四四〇ハ)

とある「のたばく」と関係があるう。さすれば群書治要の「ノタウバク」は又上代語との関係を認めることが出来る。日本書紀古訓にも

以<sup>テ</sup>必<sup>ニ</sup>教<sup>ス</sup>賞<sup>ス</sup> (古<sup>ノ</sup>言<sup>ニ</sup>本<sup>ニ</sup>允<sup>ニ</sup>卷<sup>ニ</sup>紀<sup>ニ</sup>政<sup>ニ</sup>期<sup>ニ</sup>点<sup>ニ</sup>・説<sup>ニ</sup>語<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>ハ)

とあるのも漢籍の「ノタウバク」と関係があるう。

「終日<sup>ヘ</sup>ヒネモス<sup>ト</sup>ヒメモス<sup>」</sup>

群書治要では「終日」を「ヒネモス」と訓する。

君子<sup>・</sup>終<sup>日</sup> 軋<sup>々</sup>ナリ (卷一四)

君子<sup>・</sup>終<sup>日</sup> 軋<sup>々</sup>ナリ (卷一四)

吾<sup>嘗</sup>終<sup>日</sup> 不<sup>レ</sup>食<sup>・</sup>終<sup>夜</sup> 不<sup>レ</sup>寢<sup>以</sup>思 <sup>(卷</sup>

九四)

然るに教行信証でも倭点法華経でも「ヒメモス」と訓

じている。

而「吾子終日設」菩提之地、不知大道、(教

行信註六のオ)

我、從昔來終日竟夜、每自剋責、(倭点法

華經二ノオ)

この語は上代文献では萬葉集に

比爾毛須爾見とも飽くべき浦にあらなくに

(十、四〇、三七)

とある如く「ヒネモス」の形が古くから存している。

「ヒメモス」の方は一般散文では平安末から説話・歌

論書等に見られるという。(前田富規「ヒネモスの語形変化」、

たに訓点では平安時代から「ヒメモス」の形が見え、

岩崎本推古紀に「ヒメモスニ」、觀智院本類聚名叢抄

にも「晝日ヒメモスニ 終日」とある。又、大東急

記念文庫蔵文集四、嘉禎四年点へこの訓点は僧淨田蓮

勝房のものである)にも「ヒメモス」とあり、以後こ

の形が多い。教行信証も倭点法華經もこの語形である。

然るに同時代の群書治要に萬葉集と同形の「ヒネモス」

が存するのは古形の継承と考えられる。

「在(マスとマシマス)」

群書治要には「在」に「マス」の訓がある。

祭、如、在(嗟)祭、神、如、神在、(卷九二二)

父王在上、於、昭、(于)天、(卷三九)

然るに教行信証・倭点法華經には「マス」の訓は全く

見られず、「在」は「マシマス」と訓ぜられる。

教行信証の例

三寶常在世、(二七〇五)

大菩薩於法身中常在、三昧而、(三二七〇)

秘、在、蘭、臺、之、書、(六三〇四)

倭点法華經の例

佛在、大衆、名聞滿、十方、(二、一五)

一、名、阿闍、在、歡喜園、(三、五九)

群書治要の「マス」は奈良時代の「王は神にしませば

(三、三三五)」等の「マス」と語形・用法が同じく四

段活用の語である。一方「マシマス」は萬葉集には見

えず、「オホマシマス」の語が続紀宣命に「御身都可

良 之タ 於保麻之麻須 尔 依天 (四十五詔 天平神

護三年十月)、「別好ス 大末之 末世 波 (四十一詔

天平神護元年正月)」、とあり萬葉仮名文書にも「於保

末之末須美奈美乃未知奈流」とあるが、「マシマス」

は平安初期訓点資料以後である(「訓点語の研

究」二八六頁)。しかも

仏典の訓に屢々見られる。しかるに「マス」は漢籍に

偏り、それが古形の残存であろうことは、平安初期天

長九年の識語と訓読語を伝える金沢文庫本春秋経伝集

解の訓点の解明によって曾って説いた所である(訓点

訓点資料<sup>25</sup> 轉所収は稿)。

「動詞の古活用」

○「オソル」(上二段と下二段)

群書治要には「オソル」の活用が、下二段形式の語

も(△印の例)存するが、別に上二段形式の例が多く

見られる。

雖<sup>レ</sup>畏<sup>ル</sup> 勿<sup>レ</sup>畏<sup>ル</sup> (卷ニ520)

將<sup>ニ</sup>恐<sup>ル</sup> 將<sup>ニ</sup>懼<sup>ル</sup> 維<sup>レ</sup>予<sup>レ</sup>与<sup>レ</sup>汝 (卷三

353)

采<sup>一</sup>葛<sup>ハ</sup>懼<sup>レ</sup> 讒<sup>モ</sup> (卷三103)

治<sup>レ</sup>民<sup>ヲ</sup> 祇<sup>一</sup>懼<sup>レ</sup> 弗<sup>ニ</sup>敢<sup>テ</sup> 荒<sup>一</sup> 寧<sup>セ</sup> (卷三337)

△何<sup>レ</sup>畏<sup>ル</sup> 「乎」巧<sup>一</sup> 言<sup>レ</sup> 令<sup>一</sup> 色<sup>一</sup> 孔<sup>一</sup> 壬 (卷三38)

これに対して、教行信証・倭点法華経はすべて下二段活用のみである。

教行信証の例

又十方佛等恐<sup>レ</sup> 畏<sup>ル</sup> 衆生不<sup>ニ</sup>信<sup>ニ</sup> 釋迦一佛<sup>ノ</sup> 所

説<sup>ク</sup> (二12オ5)

但如未<sup>レ</sup>恐<sup>ル</sup> 其<sup>レ</sup> 這<sup>ラ</sup> 斯<sup>ニ</sup> 過<sup>ラ</sup> (二36ウ1)

衆生所<sup>ニ</sup> 怖<sup>ル</sup> 畏<sup>ル</sup> 故<sup>ニ</sup> (五47ウ2)

倭点法華経の例

不<sup>レ</sup>肯<sup>ニ</sup> 信<sup>ニ</sup> 受<sup>ニ</sup> 不<sup>レ</sup>驚<sup>ル</sup> 不<sup>レ</sup>畏<sup>ル</sup> (二19)

不<sup>レ</sup>覺<sup>ル</sup> 不<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup> 不<sup>レ</sup>驚<sup>ル</sup> 不<sup>レ</sup>怖<sup>ル</sup> (二125)

○「ヨロコブ」(上二段と四段)

群書治要には「ヨロコブ」の活用が、四段形式の語も(△印の例)存するが、別に上二段形式の例が見られる。

既に見<sup>ニ</sup>君子<sup>ニ</sup>・云<sup>ハ</sup>胡<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>夷<sup>ト</sup> (卷三〇)

適<sup>ハ</sup>々<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>悅<sup>ト</sup> 「也」言<sup>ハ</sup>申<sup>ル</sup>君<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>忠<sup>ヲ</sup> 「於」王<sup>ニ</sup>

「也」(卷三〇)

△能<sup>ハ</sup>悅<sup>ハ</sup> 語<sup>ハ</sup>心<sup>ヲ</sup>能<sup>ハ</sup>研<sup>ス</sup> 語<sup>ハ</sup>侯<sup>ト</sup>「之」慮<sup>ヲ</sup> (卷

一〇)

これに対して教行信証・倭点法華経はすべて四段形式のみである。

### 教行信証の例

侯<sup>メ</sup>人<sup>コ</sup>シテ 數<sup>シ</sup>く 暝<sup>リ</sup>・數<sup>ク</sup> 言<sup>ハ</sup> (六九ウエ)

大<sup>ニ</sup>慶<sup>ム</sup> 則<sup>チ</sup> 我<sup>ガ</sup>善<sup>キ</sup>親<sup>友</sup> (二四五ウケ)

遇<sup>フ</sup>く 獲<sup>テ</sup>得<sup>テ</sup>信<sup>ヲ</sup>遠<sup>ク</sup>慶<sup>ム</sup> (一二五ウケ)

### 倭点法華経の例

為<sup>メ</sup>説<sup>ク</sup>諸<sup>ノ</sup>経<sup>ヲ</sup>令<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>悅<sup>ム</sup> (五ノ四)

「オソル」「ヨロコブ」が古く上二段活用であったこ

とについては春日政治・遠藤嘉基博士(および後者に有坂秀世博士も)の詳述がある。一方、新形である

「オソル」の下二段は、個例としては山田嘉蔵氏蔵觀

弥勒上生経貫古点の例が報せられているが、一般には院政期以後とされる。(春日政治博士・遠藤嘉基博士)又「ヨロコブ」の四段は法華経玄賛平安中期点に見

え、それ以後の資料に見られる。平安時代の和文について索引を検するに、「オソル」は「オソリ」

(上左・古今序)に対して「オソレ」(下二段)「源氏物語・大鏡」であり、「ヨロコブ」は「ヨロコビ」

(竹取・古今序・勢語・蜻蛉・更級・讃岐典侍)および「四段の確例」(上左・源氏・紫式部・大鏡)であ

り、徒然草でも「おそる(下二段)」「よろこぶ(四段)」のみであるから、教行信証・倭点法華経はこの

新形を反映していることが判る。然るに群書治要には古形が勢力を持っているのは古い訓法を継承する為で

あると考えられる。その一証として、オソルについて金沢文庫本春秋経伝集解の古訓を群書治要所収(巻五・巻六)春秋経伝集解の訓と比較して旧稿で述べた(調換語と訓点資料 必轉稿)ことが勘えられる。即ち、両訓法を比べる

(金沢文庫本)

畏<sup>リ</sup>「而<sup>テ</sup>」後<sup>ニ</sup>上下慈

和<sup>ス</sup>

△而無<sup>ハ</sup>後<sup>ニ</sup>為<sup>ル</sup>善<sup>ト</sup>者<sup>ノ</sup>

其懼<sup>リ</sup>「矣<sup>」</sup>

(群書治要本)

畏<sup>リ</sup>「而<sup>テ</sup>」後<sup>ニ</sup>上下慈<sup>一</sup>和<sup>ス</sup>

(巻五22)

△而無<sup>ハ</sup>後<sup>ニ</sup>為<sup>ル</sup>善<sup>ト</sup>者<sup>ノ</sup>

其懼<sup>リ</sup>「矣<sup>」</sup>(巻五178)

の如く金沢文庫本の訓法をそのまま伝えた箇所と△印の如く教隆が改めた箇所とがある。金沢文庫本二十軸は、清原頼業(文治五年一六九 六十八歳没)が樹立した訓説を忠実に移し伝えたもので、頼業は平安初期天長九字点本や家の古説等を参照して訓説を樹立している。この頼業の点では「オソル」はすべて上二段である。群書治要における古形は、このような家学の授受の因襲性に起因す

ると考えられる。これが後世まで漢籍の訓読語に「ヨロコブ」「オソル」の上二段形が遺存した理由であるう。

○その他の動詞

群書治要には、他に次の如き古活用を伝える動詞が存する。

「タフトブ(上二段)」

故<sup>ニ</sup>君子<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>貴<sup>ト</sup> (巻九19)

所<sup>ニ</sup>尚<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>天下<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>皆<sup>レ</sup>學<sup>ブ</sup>「之<sup>」</sup>(巻三35)

「ニクム(上二段)」

郷<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>皆<sup>レ</sup>惡<sup>ト</sup>「之<sup>」</sup>何<sup>レ</sup>如<sup>シ</sup>(巻九37)

「マナブ(上二段)」

弗<sup>レ</sup>學<sup>ビ</sup>論<sup>ニ</sup> (巻三35)

不<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>學<sup>ニ</sup>「也<sup>」</sup>(巻九22)

因<sup>テ</sup>而<sup>テ</sup>學<sup>ブ</sup>「之<sup>」</sup>又<sup>レ</sup>其次<sup>ナリ</sup> (巻九26)

「タフトブ」「マナブ」が古く上二段活用であったことは先学の説かれた所である(其家王様三三三)。教行信

証・倭点法華經には、右の動詞の活用形式を確定する例を欠くか、或いは一方にしか存しないが、そこでは四段活用である。

云何、罵辱（二）（二）（二）（二）

道（一）向（二）清（三）庄（四）、余（五）重（六）恩（七）愛（八）、（六）（六）（七）（七）（八）（八）

法（一）、勤（二）平等（三）、余（四）簡（五）怨（六）親（七）、（六）（六）（七）（七）（八）（八）

聞（一）是（二）、三（三）昧（四）、欲（五）學（六）者（七）、（六）（六）（七）（七）（八）（八）

若（一）欲（二）、外（三）學（四）、九（五）十五（六）、（二）（二）（三）（三）（四）（四）（五）（五）（六）（六）（七）（七）（八）（八）

一切（一）、外（二）學（三）、九（四）十五（五）、（二）（二）（三）（三）（四）（四）（五）（五）（六）（六）（七）（七）（八）（八）

若（一）人（二）、惡（三）罵（四）口（五）、則（六）、（六）（六）（七）（七）（八）（八）

44)

四段が新しい形式であることは、和文における「ニク

ム（四段）」（源氏・紫式部日記）、「マネブ（四段）」

（土左・蜻蛉・源氏・大鏡・讀歧典侍日記）」も、徒

然草も、三語共に四段であることから知られる。さす

れば群書治要の上二段形も亦古形を伝えるものであ

て、「オソル」「ヨロコブ」と同趣と考えられる。

「形容詞の古活用」

形容詞および形容詞型活用の助動詞の未然形相当の古形「ーけ」が、助動詞「む」に続いた「ーけむ」が、後世訓読語に伝えられたことは指摘される所であるが、群書治要と教行信証・倭点法華經とでは語種において相違が認められる。

群書治要には「ナケム」が極めて多いが、その他

「カタケム」「アヤフケム」「アシケム」「ヤスケム」

「ヨケム」及び助動詞「ベケム」「ゴトケム」が見ら

れる。

○ 予一人有（一）罪（二）無（三）爾（四）萬（五）一方（六）、（二）（二）（三）（三）（四）（四）（五）（五）（六）（六）

允（一）茲（二）克（三）明（四）乃（五）弗（六）休（七）、（二）（二）（三）（三）（四）（四）（五）（五）（六）（六）（七）（七）

○ 其（一）或（二）難（三）「焉」（卷五38）

楚國若有（一）大事（二）、子其（三）危（四）、「哉」（卷六40）

以（一）用（二）乃（三）、凶（四）、（二）（二）（三）（三）（四）（四）

能（一）長（二）世（三）以（四）安（五）「也」（卷二35）

子欲（一）善（二）而（三）民善（四）「矣」（卷九32）

○弗<sup>ハ</sup>慎<sup>シ</sup>厥<sup>ノ</sup>意<sup>ヲ</sup>雖<sup>モ</sup>悔<sup>ト</sup>可<sup>レ</sup>追<sup>フ</sup> (卷ニ53)

況<sup>ヤ</sup>是人<sup>ハ</sup>乎<sup>カ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>求<sup>ム</sup>「之<sup>レ</sup>」乎<sup>カ</sup>「也<sup>レ</sup>」 (卷ニ204)

子弗<sup>ス</sup>戒<sup>セ</sup>懼<sup>セ</sup>又如<sup>ク</sup>宋<sup>ノ</sup> (巻六フ)

これに対して教行信証でも倭点法華経でも語種が減つて、教行信証では「ナケム」「ベケム」「ベケムヤ」の形に固定)の二語、倭点法華経では「ナケム」のみである。

教行信証の例

(ナケム) 其<sup>ノ</sup>光<sup>ヲ</sup>除<sup>テ</sup>佛<sup>ヲ</sup>莫<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>側<sup>ル</sup> (四25ウ3)

一切<sup>ノ</sup>萬<sup>ノ</sup>物<sup>ヲ</sup>皆<sup>テ</sup>亦<sup>テ</sup>如<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>實<sup>ニ</sup>无<sup>ク</sup>殺<sup>シ</sup>害<sup>ス</sup> (ニ60オ5)

次第<sup>ニ</sup>得<sup>テ</sup>入<sup>リ</sup>涅槃<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>有<sup>ク</sup>遺<sup>餘</sup> (五48オ2)

(ベケム) 豈<sup>ニ</sup>容<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>去<sup>ヤ</sup>也<sup>レ</sup> (三6ウ1)

豈<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>得<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup>彼<sup>ノ</sup>箭<sup>深</sup>毒<sup>腐</sup>聞<sup>ク</sup>

鼓<sup>ノ</sup>音<sup>聲</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>拔<sup>キ</sup>箭<sup>ヲ</sup>去<sup>ク</sup>毒<sup>ヲ</sup>邪<sup>ハ</sup>ニ

85オ2)

可<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>勝<sup>ル</sup>阿<sup>鼻</sup>地<sup>獄</sup>之<sup>中</sup>長<sup>時</sup>永<sup>劫</sup>受<sup>ク</sup>諸<sup>苦</sup>痛<sup>也</sup> (ニ87オ3)

倭点法華経の例

佛<sup>ノ</sup>諸<sup>ノ</sup>餘<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>無<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>測<sup>ス</sup>量<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup> (一、36)

欲<sup>シ</sup>思<sup>フ</sup>佛<sup>ノ</sup>實<sup>智</sup>莫<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>知<sup>ル</sup>少<sup>分</sup> (一、37)

若<sup>シ</sup>有<sup>レ</sup>聞<sup>ク</sup>法<sup>者</sup>無<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>成<sup>ス</sup>佛<sup>也</sup> (一、60)

「ナケム」「ベケム」以外で群書治要に「ナケム」の形で用いられている語は、教行信証・倭点法華経では別の形が用いられている。

如<sup>ク</sup>「香<sup>厨</sup>改<sup>メ</sup>」四十白句、仕<sup>テ</sup>蘭<sup>杯</sup>悉<sup>ク</sup>復<sup>ス</sup>香<sup>美</sup>也<sup>也</sup>

亦<sup>テ</sup>如<sup>ク</sup>今<sup>也</sup> (四3オ8)

平安初期訓点では、「ゴトケム」を初め、「ナケム」「ベケム」は無<sup>ク</sup>論<sup>ニ</sup>「カタケム」「オホケム」等の語種もあり、広く用いられている(群書治要の)。



治書の諸例は、語種から見て平安初期の訓法に通ずることが判明する。

以上、実字訓における相違の諸例を通じて、群書治要は、平安初期訓法又は上代の語彙・語法に通ずるのに対して、教行信証・倭点法華経は皆新しい語彙・語法を反映していることに訓分けが起因していることが判明する。

### 3. 副詞の呼応語

副詞の呼応語には、「曰」の呼応、「以為」の呼応、「況」の呼応における相違がある。

「曰」の呼応語

会話を導く「イハク」「マウサク」等の呼応には、

群書治要では、会話の終に「トイフ」等を読添える。

(ロ)「ト」のみを読添える。(イ)呼応語がない、の三様がある。

(イ) 会話の終に「トイフ」を読添える

曰、「大国は長其力、小国は懐其徳」(卷五)

君王命臣曰、「事建如」

余(卷六)

民在辟予曰「辟」 余惟勿辟

予曰「宥」 (卷三)

「いひしく」に呼応して「といひき」、「いはまく」

に呼応して「といはむ」の如き時の呼応も一致して

る。

(ロ) 会話の終に「ト」のみを読添える

故曰「擬」其形容「也」(卷一)

合徳天地故曰「相似」也(卷一)

故曰「靴元亨利」(卷一)

故曰「靴元亨利」(卷一)

(イ) 会話の終に呼応語がない

申公巫臣曰「師人多寒」(卷五)

益<sup>チカ</sup>曰<sup>イハレ</sup>「都帝<sup>ト</sup>德<sup>トク</sup>廣<sup>ク</sup>運<sup>ン</sup>乃<sup>ニ</sup>聖<sup>シヤク</sup>乃<sup>ニ</sup>神<sup>カミ</sup>乃<sup>ニ</sup>武<sup>ブ</sup>乃<sup>ニ</sup>

文<sup>フミ</sup>」(卷ニ<sup>ニ</sup>四<sup>シ</sup>)

衣<sup>イ</sup>服<sup>フク</sup>萬<sup>マン</sup>物<sup>ブツ</sup>故<sup>コ</sup>曰<sup>イハレ</sup>「顯<sup>エン</sup>」諸<sup>シヨ</sup>仁<sup>ニ</sup>」(卷一

280)

これに対して、教行信証では「イハク」は「言」「云」

「謂」「語」「導」「曰」を訓み、倭点法華経では

「言」「謂」「曰」を訓むが、共に、呼応の形式は(ロ)

「ト」のみを読添える、(ハ)呼応語がないの二様のみで、

(イ)の「トイフ」を読添える形式がない。

教行信証の例

(ロ)「ト」のみを読添える。

定<sup>テ</sup>言<sup>ク</sup>「如<sup>ニ</sup>來<sup>ニ</sup>終<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>畢<sup>ス</sup>竟<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>於<sup>テ</sup>涅<sup>レ</sup>」(二<sup>ニ</sup>八<sup>ハチ</sup>ウ<sup>ウ</sup>三<sup>サン</sup>)

(ニ<sup>ニ</sup>八<sup>ハチ</sup>ウ<sup>ウ</sup>三<sup>サン</sup>)

大<sup>オホ</sup>集<sup>シユ</sup>云<sup>ク</sup>「佛<sup>ブツ</sup>涅<sup>レ</sup>槃<sup>ハツ</sup>後<sup>ノチ</sup>無<sup>ク</sup>戒<sup>ゲイ</sup>洩<sup>シヤク</sup>」(五

八<sup>ハチ</sup>オ<sup>オ</sup>四<sup>シ</sup>)

大<sup>オホ</sup>智<sup>チ</sup>律<sup>リツ</sup>師<sup>シ</sup>云<sup>ク</sup>「神<sup>カミ</sup>謂<sup>フ</sup>鬼<sup>キ</sup>神<sup>カミ</sup>摠<sup>ス</sup>」(収<sup>オウ</sup>ニ<sup>ニ</sup>四<sup>シ</sup>)

趣<sup>ソ</sup>天<sup>テン</sup>修<sup>シュ</sup>鬼<sup>キ</sup>獄<sup>ク</sup>」(六<sup>ロク</sup>オ<sup>オ</sup>二<sup>ニ</sup>)

佛<sup>ブツ</sup>語<sup>ゴ</sup>阿<sup>ア</sup>難<sup>ナン</sup>「无<sup>ム</sup>量<sup>リヤウ</sup>壽<sup>ジュ</sup>佛<sup>ブツ</sup>、壽<sup>ジュ</sup>命<sup>メイ</sup>長<sup>チヤウ</sup>久<sup>キウ</sup>」(略<sup>リョク</sup>)

不<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>窮<sup>キョウ</sup>盡<sup>シヤク</sup>知<sup>チ</sup>其<sup>キ</sup>限<sup>ゲン</sup>極<sup>キョク</sup>」(四<sup>シ</sup>ウ<sup>ウ</sup>二<sup>ニ</sup>)<sup>(華</sup>

三<sup>サン</sup>次<sup>ジ</sup>仮<sup>カ</sup>名<sup>メイ</sup>點<sup>テン</sup>を省<sup>シユ</sup>く)

或<sup>シ</sup>ハ導<sup>ドウ</sup>「從<sup>シテ</sup>今<sup>イマ</sup>至<sup>シ</sup>佛<sup>ブツ</sup>果<sup>クワ</sup>長<sup>チヤウ</sup>劫<sup>キョク</sup>讚<sup>サン</sup>佛<sup>ブツ</sup>報<sup>ホウ</sup>

慈<sup>ジ</sup>恩<sup>オン</sup>」(二<sup>ニ</sup>八<sup>ハチ</sup>オ<sup>オ</sup>三<sup>サン</sup>)

謂<sup>フ</sup>父<sup>フ</sup>王<sup>オウ</sup>曰<sup>イハレ</sup>「王<sup>オウ</sup>今<sup>イマ</sup>座<sup>ザ</sup>禪<sup>ゼン</sup>但<sup>タニ</sup>當<sup>トク</sup>念<sup>ネン</sup>佛<sup>ブツ</sup>」

(一<sup>イチ</sup>三<sup>サン</sup>ウ<sup>ウ</sup>六<sup>ロク</sup>)

(ハ)呼応語がない。

長<sup>チヤウ</sup>行<sup>キヤウ</sup>中<sup>チュウ</sup>言<sup>ゴン</sup>「云<sup>ク</sup>何<sup>ナニ</sup>讚<sup>サン</sup>嘆<sup>タン</sup>」謂<sup>フ</sup>「稱<sup>シヤウ</sup>偈<sup>エ</sup>、

如<sup>ニ</sup>來<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>」(一<sup>イチ</sup>二<sup>ニ</sup>六<sup>ロク</sup>ウ<sup>ウ</sup>七<sup>シチ</sup>)

春<sup>ハル</sup>秋<sup>アキ</sup>云<sup>ク</sup>「家<sup>カ</sup>無<sup>ク</sup>命<sup>メイ</sup>、介<sup>ケイ</sup>淨<sup>ジヤウ</sup>有<sup>アル</sup>之<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>

亦<sup>レ</sup>左<sup>サ</sup>子<sup>シ</sup>」(六<sup>ロク</sup>オ<sup>オ</sup>一<sup>イチ</sup>)

借<sup>カク</sup>同<sup>ドウ</sup>何<sup>ナニ</sup>縁<sup>エン</sup>得<sup>トク</sup>生<sup>シヤウ</sup>報<sup>ホウ</sup>、導<sup>ドウ</sup>「念<sup>ネン</sup>佛<sup>ブツ</sup>自<sup>ジ</sup>

成<sup>シヤウ</sup>功<sup>コウ</sup>」

倭点法華経の例

(ロ)「ト」のみを読添える。

告<sup>ツク</sup>衆<sup>シュウ</sup>人<sup>ジン</sup>言<sup>フ</sup>「汝<sup>ニ</sup>等<sup>ト</sup>勿<sup>レ</sup>怖<sup>ク</sup>……若<sup>シ</sup>能<sup>ク</sup>

前マヘ至ニ寶所ニ亦タ可レ得レ去リ云フ」(三、63)

白ク信ニ言フ「世尊是、諸、苦、爲、難、有、  
…説カム是、法華經ヲ」(五、22)

(ハ)呼應語がない。

而問テ文殊師利ニ言フ「以テ何、因縁、而、有ニ此、  
瑞神一通、之相」(ヘーノハ)

謂ク「是、苦、是、苦、集、是、苦、滅、是、  
苦、滅、道」(三、53)

右の中、「言」に教行信証では「イハマク」の語もあ  
るが、その呼應は右と同じく、(ハ)「ト」のみを詭添え  
るか。(イ)呼應語が無いかの形式のみで、「トイハム」  
の如き呼應語が見られず、群書治要の「イハマク」の  
例と相違する。

○王、言フ「着婆ニ如来世尊亦見ニ念フ、  
婆答テ言フ」(ニ65オ3)

王即チ問テ言フ「何、名、爲ニ月愛三昧」(ニ66  
ウ7)

○阿闍世王語テ着婆ニ言フ「着婆我、今、未、死、已、  
得ニ天身ヲ(略)令ク諸、衆生ヲ發セ阿耨多羅三  
藐三菩提心」(ニ70オ2)

しかも、「イハマク」に未来の意が見られない。「王」  
と共に用いられ、第一例の如く「着婆」には「言」  
左用いて区別しているから待遇表現の相違を示すと考  
えられる。

「曰」等の呼應を佛典の訓読史から観るに、平安初  
期では「トイフ」等の如き呼應語を詭添える(イ)の形式  
が一般であり、後世は(ハ)の形式が一般であると見ら  
れる。さすれば教行信証・倭点法華経の訓法は仏典の  
後世一般の訓法を反映していることになる。群書治要  
も亦後世の(ハ)の訓法を持っているが、別に(イ)の用法  
をも持っているのは古訓法を伝存したものと考えられ  
る。それが平安初期の訓法を継承したものであろう一過程  
については、金沢文庫本春秋経伝集解と群書治要所収  
本との比較に基いて具体的に考証した所である。(訓点  
と

訓読資料二二三  
五轉所女掛稿

「以為・謂の呼応」

「以為」は群書治要では「オモヘラク(オモハク)」と二度訓んで結びに再び「トオモヘリ(オモフ)」と呼応語を持つ、しかも呼応語をも当該字に付訓して見再説字の表記形式を示している。

猶以<sup>ヨモヘラフ</sup>為<sup>ニ</sup>々<sup>々</sup>之<sup>ヲ</sup>者<sup>ヲ</sup>勞<sup>ハ</sup>・居<sup>ル</sup>之<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup>泰<sup>ニ</sup>

(卷ハ528)

以<sup>ヘ</sup>為<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>得<sup>ル</sup>事<sup>ノ</sup>正<sup>ニ</sup>也<sup>ナリ</sup> (卷ハ328)

然るに教行信証では「オモヘラク」の一訓のみで、呼応語が無い。

始<sup>メ</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>人<sup>也</sup>而<sup>ル</sup>今<sup>非</sup>也<sup>ナリ</sup> (六廿ウ)

ノ)

「謂」も亦「オモフ」と訓べられ、漢籍では「謂<sup>オモラフ</sup>・謂<sup>オモフ</sup>」と訓べられる(拙稿「漢文訓読史上の「問題」一括読字の成立について」四語字十六語)

教行信証も倭点法華経も「オモフ」の一訓のみである。

愚癡之人<sup>ハ</sup>謂<sup>フ</sup>為<sup>ス</sup>眞實<sup>ト</sup> (二70オ8)

凡人<sup>ハ</sup>謂<sup>フ</sup>實<sup>ト</sup> (二70オチ) (以上教行信証)

彼<sup>ノ</sup>佛<sup>一</sup>世<sup>ノ</sup>人<sup>咸</sup>皆<sup>テ</sup>謂<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>實<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>聲聞<sup>ト</sup>

(四ノ5)

自<sup>ミ</sup>謂<sup>フ</sup>己<sup>ニ</sup>得<sup>テ</sup>涅槃<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>所<sup>カ</sup>堪<sup>任</sup> (二ノ53)

(以上倭点法華経)

愚性の表現においても、平安初期訓法では、会話の形式と同じく、「念ハク……トオモフ」と呼応語を読添

えることは春日政治博士の説れた所である(『説書』(二九二九))

奈良時代にも「今所念<sup>ス</sup>此位<sup>ニ</sup>遊<sup>ス</sup>暫<sup>ク</sup>問<sup>フ</sup>御<sup>体</sup>欲<sup>ク</sup>養<sup>フ</sup>所<sup>念</sup>」(五九招)この招は符に漢文の典故をもつ語

句が多いこと知られることある。とすれば群書治要

の訓法は又、平安初期訓法に通ずる訓読態度である。

但し、両者を比べると、平安初期訓法では呼応語「ト

オモフ」を読添語としているのに対して、群書治要で

は「トオモフ」を直接に「以為」字に付訓している。

これは恐らく、平安後中期以降に読添語の語種に「思

フ」が一般に用いられない（所定の助詞・助動詞・イ  
フ・アリ・ス等に限られる、後述）ことと関係がある  
う。即ち、平安初期には「オモフ」の読添は「以為」  
「謂」を離れてもかなり自由であったのに、後半期に  
は読添語として一般に用いられない為に、仏典では

「トオモフ」の呼応語を省略するか或いは「オモフ」  
のみの訓として古訓法を捨てたのに対して、漢籍では  
古訓法を伝える態度を保ったものの、「トオモフ」の  
読添が一般的でない為に、「トオモフ」をも付訓とし  
て再説形式にした。その結果は漢籍と仏典とで訓分け  
が生じたのであろう。「以為」の類が漢籍一般の訓法  
であること、その成立は他の再説字とは異なった理由  
で、しかし再説字の成立に影響されて生じた訓である  
ことは、前掲拙稿で述べた所である。

「況」の呼応

群書治要では「況」の結びに「ムヤ」で呼応する。  
(四)「ヲヤ」で呼応するの二形式がある。

(四)「況」の下文が主語述語を完備するか、又は述語

のみの場合は「ムヤ」で呼応する。

鳥尚知<sup>ト</sup>居<sup>ニ</sup>高木<sup>ニ</sup>呼<sup>フ</sup>其友<sup>ヲ</sup>。況<sup>ヤ</sup>是人乎<sup>ヤ</sup>

可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>求<sup>ル</sup>乎<sup>ヤ</sup>「世」(卷三二四)

自<sup>レ</sup>逸<sup>ス</sup>暇<sup>ニ</sup>。猶<sup>モ</sup>不<sup>レ</sup>敢<sup>テ</sup>況<sup>テ</sup>敢<sup>テ</sup>聚<sup>リ</sup>合<sup>ス</sup>

飲<sup>シ</sup>酒<sup>ヲ</sup>乎<sup>ヤ</sup>(卷三二八)

知<sup>ル</sup>曰<sup>ク</sup>其敢<sup>テ</sup>崇<sup>ル</sup>飲<sup>シ</sup>(卷二二七)

(四)「況」の下文が体言(又は準体言)のみで「況」

の上文と対比する場合は「ヲヤ」で呼応する。

君子<sup>モ</sup>且<sup>モ</sup>猶<sup>モ</sup>然<sup>リ</sup>。然<sup>レ</sup>況<sup>ヤ</sup>王<sup>者</sup>乎<sup>ヤ</sup>(卷二二七)

小国<sup>猶</sup>復<sup>ス</sup>。況<sup>レ</sup>大<sup>国</sup>乎<sup>ヤ</sup>(卷六八四)

此<sup>の</sup>六<sup>の</sup>者<sup>は</sup>有<sup>ル</sup>必<sup>ツ</sup>亡<sup>フ</sup>。況<sup>ニ</sup>兼<sup>テ</sup>有<sup>ル</sup>乎<sup>ヤ</sup>(卷二四六)

この場合「於」字があれば「オイテヲヤ」と訓む。

周<sup>之</sup>先<sup>王</sup>為<sup>レ</sup>此<sup>カ</sup>愛<sup>ス</sup>「之」。況<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>其<sup>の</sup>人<sup>ニ</sup>乎<sup>ヤ</sup>

(卷三二七)

比<sup>不</sup>遺<sup>レ</sup>小<sup>國</sup>之<sup>臣</sup>者<sup>モ</sup>「世」。而<sup>モ</sup>況<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>

公侯<sup>伯</sup>子<sup>男</sup>乎<sup>ヤ</sup>(卷九七)

「況」の下文の形式に従って「ムヤ」と「ヲヤ」とに訓分けるのは平安中期以降の一般の訓法である。(「拙稿

点の況字統制」  
東洋大学紀要12)

これに対して教行信証・倭点法華経共に、(イ)「ムヤ」で呼応する。(ロ)「ヲヤ」で呼応するの二用法は同じであるが、極めて少数に(イ)呼応語が無く結びが流れている用法が存する。

(イ)「ムヤ」で呼応する。

願海者、不<sub>ス</sub>宿<sub>ス</sub>ニ乘<sub>ル</sub>雜善、中下、屍骸<sub>ヲ</sub>何<sub>ニ</sub>況<sub>ヤ</sub>

宿<sub>ス</sub>人天、虚假邪<sub>ニ</sub>偽<sub>ニ</sub>善業雜毒<sub>ノ</sub>心<sub>ノ</sub>屍骸<sub>乎</sub>(二63オノ)

尚<sub>ホ</sub>非<sub>ス</sub>乘<sub>ル</sub>淺智、所<sub>ニ</sub>闕<sub>ク</sub>豈<sub>ニ</sub>況<sub>ヤ</sub>小

凡<sub>ソ</sub>輒<sub>ニ</sub>能<sub>ク</sub>知<sub>ラム</sub>也(四28ウ6)

(以上教行信証)

十方世界、中<sub>ニ</sub>尚<sub>ホ</sub>無<sub>ク</sub>二乘<sub>ノ</sub>何<sub>ニ</sub>况<sub>ヤ</sub>有<sub>ル</sub>三(一

ノ49)

是<sub>レ</sub>諸<sub>ノ</sub>惡鬼尚<sub>ホ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ク</sub>以<sub>テ</sub>惡眼<sub>ニ</sub>視<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>況<sub>ヤ</sub>

復<sub>タ</sub>加<sub>ハ</sub>害<sub>ヲ</sub>(ハノ5)

(以上倭点法華経)

(ロ)「ヲヤ」で呼応する。

破<sub>レ</sub>我<sub>ノ</sub>尚<sub>ホ</sub>無<sub>ク</sub>何<sub>ニ</sub>況<sub>ヤ</sub>持<sub>テ</sub>戒<sub>ヲ</sub>(五8オ3)

罪<sub>ニ</sub>雖<sub>モ</sub>極<sub>メ</sub>重<sub>ク</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>ス</sub>及<sub>ス</sub>女<sub>ノ</sub>人<sub>ノ</sub>況<sub>ヤ</sub>所<sub>ニ</sub>生<sub>ル</sub>母<sub>ヲ</sub>

(二29オ5)

我<sub>ノ</sub>猶<sub>ホ</sub>不<sub>レ</sub>以<sub>テ</sub>大<sub>ノ</sub>象<sub>ヲ</sub>付<sub>シ</sub>囑<sub>セ</sub>上<sub>ニ</sub>況<sub>ヤ</sub>汝<sub>ノ</sub>寢<sub>テ</sub>入<sub>リ</sub>食<sub>フ</sub>唾<sub>ク</sub>

者<sub>ヲ</sub>予<sub>ト</sub>(二27オ3) (以上教行信証)

同<sub>ク</sub>給<sub>ス</sub>一<sub>ノ</sub>國<sub>ニ</sub>猶<sub>ホ</sub>不<sub>レ</sub>匿<sub>ル</sub>何<sub>ニ</sub>況<sub>ヤ</sub>諸<sub>ノ</sub>子<sub>ヲ</sub>

(二ノ22)

汝<sub>ノ</sub>舍<sub>テ</sub>利<sub>ヲ</sub>非<sub>テ</sub>向<sub>テ</sub>於<sub>テ</sub>此<sub>ニ</sub>經<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>信<sub>ヲ</sub>得<sub>テ</sub>入<sub>リ</sub>況<sub>ヤ</sub>

餘<sub>ノ</sub>聲<sub>ヲ</sub>聞<sub>ク</sub>(二ノ45) (以上倭点法華経)

(イ)呼応語が無く結びが流れている例

教行信証(二例)

云<sub>ク</sub>況<sub>ヤ</sub>我<sub>ノ</sub>佛<sub>ヲ</sub>大<sub>ノ</sub>慈<sub>ヲ</sub>開<sub>キ</sub>示<sub>ス</sub>淨<sub>ク</sub>工<sub>ヲ</sub>般<sub>ヲ</sub>勤<sub>ヲ</sub>

動<sub>ク</sub>境<sub>ヲ</sub>(一46オ5)

乃<sub>チ</sub>新<sub>ク</sub>發<sub>ス</sub>下<sub>ニ</sub>得<sub>テ</sub>罪<sub>ヲ</sub>況<sub>ヤ</sub>三<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>勤<sub>ク</sub>云<sub>ク</sub>得<sub>テ</sub>罪<sub>ヲ</sub>

(ニクウ)

一念既ニ念ハ況ハ修ス常念ニ即是恒ニ感ス悔ス  
人也(五ノウ)

倭点法華經(一例)

能ク起ス如來無上之慧ヲ何況ハ廣ク聞ク是レ  
經ヲ若シ教ス人ヲ聞ク若シ自ラ持テ若シ教ス人ヲ持テ  
若シ自ラ書キ若シ教ス人ヲ書キ若シ以テ華香瓔珞幢幡  
繡ニ香ニ油ニ蘇ニ燈ニ供ス養ス經ヲ卷ス是レ人ノ功德ヲ  
無量無邊ニ能ク生ス一切種智ヲ(六ノ二)

この用法は平安時代一般には見られないもので新しい用法である。「況」字の呼応は三資料共に平安中期以後の用法に従っておりながら(又「況」の上文の「猶」「尚」い点も新用点もある)、教行信証・倭点法華經の方が少数の更に新しい用法を持っていることが判明するのである。

#### 4. 読添語

読添語を比較すると、三資料共に語種の一致する助

詞・助動詞・形式語が多い(後述)が、又別に、群書治要と他二資料とで相違する語もある。その相違する語群に二類がある。一は特定の動詞・助字に係る読添語であり、他は群書治要の方には見られるが用例が稀な読添語である。

(一) 特定の動詞や助字に係る読添語

例 「マク欲」「ムコトヲ欲」

群書治要では「欲」を「ホッス」と訓ずる際に「マク欲」「ムコトヲ欲」が「ムト欲」の他に別に読添えられるが、教行信証・倭点法華經では「欲」に係る読添語は「ムト欲」のみである。このことは既に助字「欲」の訓分の項で触れた。この「マク」「ムコト」の読添は上代の古い語法を伝えていると見られる。

(二) 「コト得」「コトヲ得」

群書治要では「コトヲ得」(△印)もあるが、「コト得」も用いられている

各ヲ「得」乃得ニ終ニ吉ニ「也」「之」(卷一23)

不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>昇<sup>ル</sup>故<sup>ニ</sup>得<sup>レ</sup>保<sup>ル</sup>其<sup>威</sup>尊<sup>一</sup>  
「也」(卷一233)

△唯、王居<sup>テ</sup>乃<sup>イ</sup>得<sup>レ</sup>无<sup>レ</sup>咎<sup>一</sup>「也」(卷一327)

しかるに、教行信証・倭点法華経は、すべて「コトヲ得」である。

有<sup>レ</sup>戒<sup>ラ</sup>者、乃<sup>シ</sup>獲<sup>ル</sup>聞<sup>一</sup>正法<sup>ヲ</sup>(五28オ2)

十者得<sup>ル</sup>生<sup>ル</sup>善道<sup>一</sup>(六8ウノ)

次第<sup>ニ</sup>得<sup>ル</sup>入<sup>ル</sup>涅槃<sup>一</sup>(五34ウ4)

我<sup>レ</sup>設<sup>テ</sup>是<sup>レ</sup>方便<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>入<sup>ル</sup>佛慧<sup>一</sup>(一152)

命終<sup>、</sup>之後<sup>、</sup>得<sup>ル</sup>值<sup>ル</sup>二千億<sup>、</sup>佛<sup>一</sup>(七ノ8)

(以上倭点法華経)

続紀宣命に徴するに、「得」に係るには「ヲ」を介せず「コト得」が古い形であったのか、平安初期訓点では「コトヲ得」が生じ「コト得」と両形が見られるに至り、後世は次第に「ヲ」を伴う形に変わるとされる

(最勝王経古点の研究ニハハハス) さすれば群書治要の「コト得」は

古形がまだ伝存していた為による相違となる。してみると、(四)共に通ずる訓分けの態度と見られる。

(二) 群書治要の方に見られるが用例が稀な読添語

用例が稀な群書治要の読添語に助詞「イ」「ヌカ」「ナ……ソ」「シモ」「ヤ(已然形に付く)」が挙げられる。

「助詞イ」(二例)

司<sup>一</sup>戒子<sup>一</sup>窶<sup>一</sup>入<sup>一</sup>「而」<sup>テ</sup>哭<sup>一</sup>「之」<sup>一</sup>哀<sup>一</sup>(巻743)

陽門<sup>之</sup>介<sup>一</sup>夫<sup>一</sup>死<sup>一</sup>而<sup>レ</sup>子<sup>一</sup>哭<sup>一</sup>「之」<sup>一</sup>

哀<sup>一</sup>(巻745)

巻七礼記にある・漢籍においても平安初期には、仏典と同じく、助詞「イ」が読添語として用いられたであろうことを、金沢文庫本春秋終伝集解において三十数例の「イ」の例と平安初期「天長九年讀説(墨點也)」の記事とによって曾って述べた(全沢又庫本春秋終伝集解に「おける平」で初期漢籍訓読語の元年「訓点語と訓点資料」二十五号)。右の礼記の「イ」が呉訓を示す符号ではないことは、(1)金沢本の三十数例の「イ」と同



じく「連体形ナイ」の用法である。(ii)群書治要における「異説」注記は、卷三毛詩の「ケ(笑)」「イ(傳)」以外はすべて「コトくワスルニ(上欄)先説」「コトくワシテ皇氏説」(巻と礼記「畢ヲフルニ」の異説)の如く文字を付すか、無注記のまま併記するからである、点より考えられる。礼記の平安時代の点本は現存しないが、図書館本名義抄所引の訓から平安時代に訓読のあったことが推測され、更に想像を加えると、上代から大学寮における主要な教科書として、春秋左氏伝・毛詩・孝経・論語等と共に重んじられた(学令等)から、春秋経伝集解に「イ」が残存する以上、礼記にも残存する可能性は存すると思うのである。

「希求のヌカ」(三例)

嗟・我<sup>ア</sup>懐<sup>レ</sup>人<sup>ヲ</sup>。寔<sup>ニ</sup>彼<sup>ノ</sup>周<sup>ノ</sup>行<sup>ニ</sup>。 (卷三44)

皎<sup>ク</sup>白<sup>ク</sup>駒<sup>ノ</sup>・食<sup>ニ</sup>我<sup>ノ</sup>場<sup>ノ</sup>。苗<sup>ハ</sup>。 (卷三24)

願<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>去<sup>リ</sup>者<sup>ヲ</sup>・索<sup>ニ</sup>白<sup>ク</sup>駒<sup>ニ</sup>「而」來<sup>テ</sup>。俛<sup>シ</sup>食<sup>ニ</sup>。

我<sup>ノ</sup>場<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>苗<sup>ヲ</sup>。 (卷三266)

卷三毛詩にある。最後の例は注の文であるが、この注

に「願はくは」とあるので明かな如く「ヌカ」は希求の意である。「ヌカ」の語源は打消の助動詞の連体形とされるが、群書治要では打消の連体形はすべて「ザル」であって、しかも「不」「弗」等、打消の助字に應ずるから、右の「ヌカ」は語源から遠ざかった訓と考えられる。「ヌカ」は萬葉集に例を見るが、平安中期以後の訓点には一般に用いられず、用いられているのは官見では金沢文庫本春秋経伝集解・古文孝経(諸本)の漢籍である。(築島博士も博士家の点本にのみ存することを指摘されている。読語研六八へ)しかもこれらは上代大学寮の主要教科たる経書である。金沢本春秋経伝集解には上代語「モガ」も存しており、これらが平安初期訓読語の残存であるうことを旧稿(前掲)で考えた。(平安初期点本には公典にも「説きたまは(は)ぬか」と願キマコシ(法華経方便品8行)の如く、用いられたらしい)

「ナ……ソ」二例

蔽<sup>イ</sup>一<sup>ノ</sup>帯<sup>ヲ</sup>甘<sup>ク</sup>棠<sup>ノ</sup>。勿<sup>レ</sup>伐<sup>ス</sup>。 邵<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>伯<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>。

我<sup>ノ</sup>場<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>苗<sup>ヲ</sup>。 (卷三266)

麦ヤトシ (卷三十八)

卷三毛詩にある。

群書治要では禁止には「ナカレ」を用いる。「ナ…ソ」は右の二例のみで、しかもこの二例は別訓として掲げている。清原宣賢の毛詩抄(岩波文庫本)にも同例について次の如く説いている。

蔽フクレ帯オビたる甘棠カンタウ、前まへ物ものこと勿なほれ、代うら物ものこと勿なほれ、刀タチ臣シ伯ハクが芟ヤトし所ところなり

\*「旁訓なきりその下に江云廣證説、或云有象説と注してある。證は恐らく澄の誤であらう」と校者注あり。

△江家のひろずみが説に、蔽フクレ帯オビたる甘棠カンタウを、なきつそ、なうつそと讀そ。何とやら吟が短て悪さに後によみかゆるそ、日本紀などにこの類かさをいそ、上古は皆かうそ。(卷一、百十一ページ)

(芳云、兩足院蔵毛詩梅仙東通筆にも同趣旨の記事あり)

これによると、別訓たる「ナ…ソ」は大江家で用いた訓であり、それは上古の訓であったという。毛詩というテキストから考えて、ここに古い訓読語を伝える可能性はあると見ることが出来る。

「シモ」

鐘カネ一ヒト鼓ウツ云い乎や「哉」(卷九五)

我われ聞きつ曰い、怨ミ弗レ在レ大ニ、亦また弗レ在レ小ニ。(卷二)

「しも」が後例の如く打消語と共に用いられる用法は後世まで一般に見られるが、前例の如き用法の「シモ」は古い用法を示すと見られる。前例の「イヘヤ」の如く「已然形+ヤ」の語法も次の如く平安初期特有のものである。後世一語と見られる「必ずしも」も平安初期には「必ず…しも」と二語として用いられていること(「〔仮定論長点鏡〕古訓点の研究」と「〔考〕考うべきである。」「ヤ(已然形に付いて反語となる)」

煥ホウ「之」方カタ陽ニ寧ニ或レ戒セ「之」(卷三二)

子日コト仁ニ遠ニ「乎哉」。我われ欲ほ仁ニ斯レ仁ニ「矣」

(巻九五)

藤依<sup>フジヨ</sup> 匪<sup>ヒ</sup> 毋<sup>ム</sup> 不<sup>フ</sup> 屬<sup>ゾク</sup> 干<sup>カン</sup> 毛<sup>モウ</sup> 不<sup>フ</sup> 隄<sup>テイ</sup> 干<sup>カン</sup>

表<sup>ヒョウ</sup> (巻三三)

「已然形十や」は平安初期の訓點か、上代の和歌・三代集などの歌語として見えるのみで、訓読語には平安中期以後には殆ど見ないものであることは、既に述べた所である。右の稀存の用例も古訓法と関係があると考えられる。

右の(二)に挙げた用例の稀な読添語は、教行信証・倭点法華經には全く存しない。漢籍一般においても稀か或いは存しないかである。しかし、平安初期の古訓法ないしは上代語法と関係が考えられる点で、本項に挙げた「助字訓」「奥字訓」「副詞の呼応語」の多くと共通する点を持っている。

以上、群書治要が教行信証・倭点法華經と相違する訓法に共通して見とられる点は、群書治要が平安初期の訓法か上代語法に通ずる訓法を伝えているのに対

して、教行信証・倭点法華經では仏典の訓読語の変遷を反映しているための相違が多いということである。

しかし中には、群書治要も二資料も共に平安中期以降の新訓法に拠りながら、二資料の方が更に新しい訓法を採った(「況」の呼応に一定語がない訓法)為の相違も存する。

### 5. 措辞の相違に基くもの。

措辞の相違は、漢籍と仏典とで、又、その各々の内部でも資料によって異なりがある。特に奥字訓では甚しい。そこで此處では、従来訓読語法として注意された字句で、群書治要にのみあって、教行信証・倭点法華經には共にないか、逆に教行信証・倭点法華經の方にのみ共にあるものを取上げた。前者に「吁」「微」<sup>オホシ</sup>後者に「如是等(カクノゴトキラ)」「去来」<sup>イザ</sup>がある。

### ○ 吁

(イ) 群書治要の方にのみ見られる訓法

群書治要卷二尚書に「吁」の感動詞がある。

禹曰(2)吁(3)威若(4)時(5)惟(6)帝其(7)難(8)「也」(卷

二九)

帝曰(2)吁(3)臣(4)「哉」(5)隣(6)「哉」(7)臣(8)

「哉」(卷二九)

益(2)曰(3)吁(4)哉(5)「哉」(卷二九)

王曰(2)吁(3)來(4)有(5)邦(6)有(7)土(8)告(9)余(10)祥(11)刑(12)

(注)吁(2)歎(3)「也」(卷二九)

この訓は「吁」字に付とられたもので、古六尚書の訓  
點資料には(岩崎本・神宮本・靜嘉堂本)一様に同字  
に対して同訓を持っている。古辞書でも「吁、疑怪之  
辭也於乃」(新撰字鏡)、「オフ(ハ)ノ」の誤字(「

(觀智院本名義抄)、「吁(2)ノ疑怪之辭也」(字類抄)

と収載されているが、致行信証・倭点法華經には見ら  
れない。佛典一般にも見ない。致行信証では感動語に  
は「嗟(2)」「噫(2)」「嗚呼(2)」が用いられるのみであ  
る。(群書治要でも「烏(2)虜(3)」「咨(4)咨(5)」「於(6)子(7)

「咨」「於」「謚」は別にある)。「オノ」は万葉集

卷十八大伴池主が家持に戯に贈った四首の中一首(四

二九)にある。この語が訓點資料に見られることは

橋本博士が指摘された(上代語の研(9)一八頁)所であるが、訓點

でも漢籍の、しかも経書の一に偏っている。池主の歌

には外にも訓読語の影響が考えられ(拙稿「萬葉集におけ

る和文訓読語の影響

当時の学制から考えて経典の訓法と関係を考えうるし、

恐らくその古語が訓読を通じて伝えられたのである。

室町時代、家法添点には「吁」として他の「嗚呼」

等と一緒に同訓として扱っている。

○微(2)群書治要には「微」を「ナカッヒバ」と訓ずる例が

ある。その結びには「マシ」と「ム(2)」とがある。

○言(2)獲(3)狄(4)土(5)子(6)之(7)功(8)「也」(9)效(10)子(11)言(12)言(13)

伯氏(2)「矣」(卷五九)

○抑(2)微(3)子(4)言(5)人(6)無(7)以(8)待(9)我(10)「也」(卷五九)

微(2)子(3)言(4)之(5)吾(6)不(7)知(8)「也」(卷五九)

微<sup>ミ</sup>二<sup>ニ</sup>一<sup>一</sup>「則」<sup>ニ</sup>冥<sup>ミ</sup>一人<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>知<sup>ル</sup>過<sup>ス</sup> (卷

十 52)

この「微」は「非也」「無也」の義で、觀智院本名義抄にはこの意味の訓としては「アラス」「ナシ」が見られるが、「ナカリセハ」は収載されていない。佛典説にも官見に入らない。教行信証・倭点法華經にも無い。同意の表現は次の様に示される。

若<sup>シ</sup>无<sup>ク</sup>此<sup>レ</sup>句<sup>ヲ</sup>便<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>法<sup>身</sup>有<sup>リ</sup>所<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>法<sup>ニ</sup>  
(三 14ウキ)

右の「ナカッセバ」の音便にならない形「ナカリセハ」は既に萬葉集にあり、同義に用いられている。

わざもこがかたみの衣奈可里世婆 何ものもて  
か命<sup>ツ</sup>が麻<sup>之</sup> (十五・三七三三)

いずれも「マシ」で結ぶ。群書治要の第一例はこれに通ずる。上代のこの語法が、「微」の訓として伝ったのであるが、「漢文の訓読によりて伝へられたる語法」(ハ一六)、「訓読一般といふよりは漢籍に主として伝存されたものであるか。

後世、結びの形式は原義から離れて「ム」「ジ」等でも代用されるに至ったものであろう。

(ロ) 教行信証・倭点法華經の方にのみ見られる訓法

○ 如是等 (カクノゴトキラ)

教行信証には次の如き「等」の用法がある。

又言如<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>等<sup>ヲ</sup>類<sup>ハ</sup>大<sup>ニ</sup>威<sup>ト</sup>德<sup>ト</sup>者<sup>ト</sup> (二 5ウキ)  
又言<sup>ト</sup>如<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>等<sup>ヲ</sup>類<sup>ハ</sup>大<sup>ニ</sup>威<sup>ト</sup>德<sup>ト</sup>者<sup>ト</sup>能<sup>ク</sup>生<sup>ズ</sup>廣<sup>ク</sup>大<sup>ニ</sup>

異門<sup>ニ</sup> (二 45ウキ)

義依<sup>ル</sup>具<sup>ニ</sup>如<sup>キ</sup>此<sup>レ</sup>等<sup>ヲ</sup>六<sup>種</sup>功<sup>徳</sup> (一 52)

オ 3)

倭点法華經にも同種の訓法がある。

如<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>等<sup>ヲ</sup>類<sup>ハ</sup>咸<sup>ク</sup>於<sup>テ</sup>佛<sup>前</sup>聞<sup>テ</sup>妙<sup>法</sup>華<sup>經</sup>一<sup>偈</sup>

一句<sup>ヲ</sup> (四、29)

四足多足、如<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>等<sup>ヲ</sup>在<sup>ラ</sup>象<sup>生</sup>數<sup>者</sup> (六、38)

これは佛典に類用される「如是等」の字面にひかれた訓法である。群書治要にも「等」はあるが、「所<sup>レ</sup>宜<sup>キ</sup>何<sup>レ</sup>等<sup>ヲ</sup>」(巻九 60)の如き用法で右の用法は見ない。

右の如き連体形の下に付く「ラ」へ接尾語でなく、又「トラ」等もあり副助詞の働を示すは、佛典の「等」字の用法に起因する訓法であることは既に説いた（「訓法史における副助字「ラ」」国語と国文学 昭30・11月）。旧稿の「如<sub>レ</sub>是<sub>、</sub>等<sub>ラ</sub>」の挙例も皆佛典からである。

○ 去来<sub>イザ</sub>

教行信証には「歸去来」を「イザイナム」と訓じた三例がある。

歸去来<sub>イザイナム</sub> 魔郷<sub>ニハ</sub> 不可<sub>トスレ</sub> 停<sub>トスレ</sub> (四31ウ6)

又云 歸去来<sub>イザイナム</sub> 他郷<sub>ニハ</sub> 不可<sub>トスレ</sub> 停<sub>トスレ</sub> 從<sub>テ</sub> 佛<sub>ニ</sub> 歸<sub>ル</sub> 本

家<sub>ニ</sub> (五39オ7)

倭点法華経にもある。

語<sub>ニ</sub> 衆人<sub>ニ</sub> 言<sub>フ</sub> 汝<sub>、</sub> 等去<sub>イザ</sub> 来<sub>イザ</sub> 寶<sub>、</sub> 處在<sub>リ</sub> 近<sub>キ</sub> (三

、44)

「去来」は履中紀に「去来此云伊装」とあり、萬葉集にもへ例の用例があつて、それが白話風な用字であることは指摘されている。(神田秀夫「萬葉集の用字の一例」大成) 漢訳佛

典にも用いられたことは推測できる。名義抄(觀智院本)にも「去来<sub>イザ</sub>」とある。陶潜の「歸去来辞」の訓は道真の伝説によつて知られている。真偽はともかく「去来」の訓が古くから存したことが分る。山田孝雄博士によれば晋書・祈嘉伝に「隱去来」の文字があるが、群書治要・経部にはこの訓法を見ない。

### 第二項 教行信証古点と倭点法華経

とが訓法を異にする場合

教行信証古点と倭点法華経とに、訓法が相違する字や語について見ると、[I]教行信証古点と群書治要古点とが相違するのに対して法華経は群書治要古点と一致するもの、[II]三資料共に異なるもの、とが見られる。[I]は一、二語に過ぎない。

- [I] 教行信証古点と群書治要・倭点法華経とが相違する訓法

### 1. 助字の訓法

文末「也」、接続「而」「者」、「以」「令」がある。

「也」

群書治要でも倭点法筆経でも、次の諸用法が示すように、「也」は置字として不読であった。従ってその上の訓は文意により種々である。

(イ) 用言及び助動詞の終止形・命令形

故<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>保<sup>レ</sup>其威<sup>一</sup>尊<sup>也</sup> (卷一 233)

天地<sup>ノ</sup>曉<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>其事<sup>ト</sup>同<sup>シ</sup>也<sup>一</sup>男女<sup>ノ</sup>睽<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>其志<sup>ト</sup>通<sup>ス</sup>也<sup>一</sup> (卷一 274)

吾<sup>カ</sup>君<sup>ナレ</sup>也<sup>一</sup>乎<sup>レ</sup>哉<sup>レ</sup>吾<sup>ノ</sup>死<sup>シ</sup>也<sup>一</sup> (卷三 361)

進<sup>一</sup>退<sup>罪</sup>也<sup>一</sup>子<sup>ノ</sup>其<sup>ノ</sup>勉<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷九 )

我<sup>レ</sup>今<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>汝<sup>ノ</sup>保<sup>一</sup>任<sup>也</sup>此<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>終<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>虚<sup>也</sup> (倭点ニノ 27)

「也」 (倭点ニノ 27)

(ロ) 「トキンバ」や助詞等を読添える

將<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>行<sup>也</sup>也<sup>一</sup>問<sup>也</sup>也<sup>一</sup>等<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷一 421)

而<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>言<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>受<sup>命</sup>也<sup>一</sup>如<sup>シ</sup>響<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷一 421)

一 422 )

子曰<sup>レ</sup>亂<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>所<sup>レ</sup>生<sup>也</sup>也<sup>一</sup>則<sup>レ</sup>言<sup>フ</sup>語<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>之<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷一 411)

(ハ) 終助詞「ゾ」を讀添える

乞<sup>フ</sup>言<sup>ト</sup>從<sup>テ</sup>求<sup>ム</sup>善<sup>一</sup>言<sup>ノ</sup>可<sup>キ</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>レ</sup>改<sup>者</sup>也<sup>一</sup> (卷三 474)

「也」 (卷三 474)

亢<sup>カウ</sup>龍<sup>ノ</sup>有<sup>レ</sup>悔<sup>何</sup>謂<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷一 136)

(ニ) 「ナリ」を讀添える

言<sup>ハ</sup>則<sup>レ</sup>象<sup>也</sup>也<sup>一</sup>之<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷五 474)

勿<sup>レ</sup>貪<sup>ニ</sup>危<sup>弊</sup>色<sup>ノ</sup>聲<sup>ノ</sup>香<sup>ノ</sup>味<sup>ノ</sup>觸<sup>也</sup>也<sup>一</sup> (倭点ニノ 27)

27)

去<sup>レ</sup>故<sup>取<sup>レ</sup>新<sup>聖</sup>賢<sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>失</sup>也</sup>也<sup>一</sup> (卷一 305)

「也」 (卷一 305)

求<sup>名</sup>菩<sup>薩</sup>汝<sup>ノ</sup>身<sup>是</sup>也<sup>一</sup> (倭点ニノ 27)

cf. 股<sup>一</sup>肱<sup>也</sup>惟<sup>人</sup>ナリ。良<sup>一</sup>臣<sup>也</sup>惟<sup>聖</sup>ナリ

「也」 (卷ニ 281)

(ホ) 体言のみで文を結び読添語がない

肅敬「也」 雍和「也」 曷何。「也」 (卷

三 55)

仇怨「也」言コトヲ當トキニ依テ誰ニ以テ復ス國ヲ乎

(卷二 52)

cf. 興「也」 杜ハ特ク生ル 狼。 (卷三 72)

これに対して、教行信証では「也」字を必ず「ナリ」として訓じ用いている。

此レ必ズ不可也ナリ (二 9 オ 4)

「也」字に付訓がない例も上の語の訓が活用語の連体形であったり、又、「也」に「ト」を説添えたりしていることで「也」の訓として用いていることが判る。

當ニ知ル是レ則チ為ス如ク禾ト也ナリ (四 20 オ 5)

故ニ則チ知ル三界衆生虚妄相也 (三 18 ウ 5)

如ニ前後ノ廣略皆実相也 (三 18 ウ 5)

用ニ功勞多ク得テ益也 (三 14 ウ 6)

因みに「也」を含む文が疑問文の際は「ヤ」と訓じている。

有ル何ノ義カ也ナリ (一 35 オ 1)

何ニ者カ名ヲ為ス有六時也 (六 2 ウ 3)

平安時代には漢籍でも佛典でも「也」は置字として不読であった。筑島裕博士は「少くとも院政時代又はそれ以前には、「也」字の直前に「ナリ」の訓が来ることはあっても、この字に直接に仮名づけをした訓点の確な例を知らない」(読語研)と言われる。鎌倉時代でも漢籍の群書治要も佛典の倭点法華経も亦この訓法である。独り教行信証は既に桂庵の家法倭点に言う「也」の訓法になっている。

「而」

群書治要・倭点法華経の「而」の訓法は「シカルラ」「シカル」

「シカレドモ」の諸訓があり種々に訓まれている。

「而」の用法は「而者承上文詞、或在句中、或在句首、其義一也」(送伝釈詞)とある如く、国語の接続語の用を為す。国語の文や句の接続関係は大きく別けて順接と逆接とがある。その両関係の中に介在して



添詞の如き用法の「而」を置字として不読とするのは  
 國語に適した訓法である。しかして、この字に所定訓  
 を与えんとすれば「シカモ」の如く「指示語＋感動助  
 詞モ」という漠然とした訓が順逆両用に堪え、曖昧な  
 意味の「而」に適する。しかも句首における「而」を  
 訓ずるには、國語では「コ」「ソ」「シカ」の如き指  
 示語によって文を起すから、「シカ」の訓は妥当であ  
 る。又、句首における逆接の訓として「シカルヲ」「シ  
 カルニ」「シカレドモ」があり、順接として「シカウ  
 シテ」がある。又、この「シカウシテ」が句中にも用  
 いられた新しい用法もある。

1. 不読の例へ「群」は群要治要、「倭点」は倭点法  
 (華経)

乱<sup>ミダシ</sup> 蜜<sup>ミツ</sup>子<sup>コ</sup>之<sup>ノ</sup>政<sup>ヲ</sup>「而」賁<sup>ヒムルコト</sup> 其<sup>コノ</sup>善<sup>トシテ</sup> 「者」  
 數<sup>アマタムコトナリ</sup> 「矣」 (群卷十 54)  
 欲<sup>ホスルカ</sup> 逞<sup>ツクマシクシテ</sup> 其<sup>コノ</sup>心<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>厚<sup>クシテ</sup> 其<sup>コノ</sup>毒<sup>ヲ</sup>「而」降<sup>サマツ</sup>

之<sup>ノ</sup>罰<sup>ヲ</sup> (群六 43)

「て」は「而」の上の「政」「毒」字にある。

この加點形式は漢籍の特徴と見られる。

或<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>指<sup>シ</sup>爪<sup>ノ</sup>甲<sup>ヲ</sup>「而」畫<sup>テ</sup>作<sup>シ</sup>佛<sup>ノ</sup>像<sup>ヲ</sup> (倭点  
 一、58)

一、58)

世尊從<sup>ニ</sup>三味<sup>ニ</sup>安<sup>リ</sup>詳<sup>トシテ</sup>「而」起<sup>テ</sup>告<sup>フ</sup>舍利弗<sup>ニ</sup>

(倭点一、33)

在<sup>レ</sup>上<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>驕<sup>ラ</sup>・高<sup>ク</sup>「而」不<sup>レ</sup>危<sup>カラ</sup> (群  
 卷九 22)

卷九 22)

滿<sup>テ</sup>「而」不<sup>レ</sup>溢<sup>フ</sup> (群卷九 26)

不読は上に接続助詞「テ」「シテ」を読添え順接と  
 する用法である。

2. 「シカモ」の訓(句中にある例のみ)

① 順接

觀<sup>ルニ</sup>天<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>道<sup>ヲ</sup>「而」而<sup>モ</sup>四<sup>ノ</sup>時<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>惑<sup>カ</sup> (群卷  
 一 21)

召<sup>ラレ</sup>而<sup>モ</sup>不<sup>レ</sup>來<sup>ス</sup>是<sup>レ</sup>再<sup>ヒ</sup>干<sup>ス</sup>「也」 (群卷六 28)

鳩<sup>ノ</sup>槃<sup>ノ</sup>茶<sup>ノ</sup>鬼<sup>ノ</sup>隨<sup>テ</sup>取<sup>テ</sup>而<sup>モ</sup>食<sup>ス</sup> (倭点二ノ 35)

鳩槃茶鬼隨<sup>テ</sup>取<sup>テ</sup>而<sup>モ</sup>食<sup>ス</sup> (倭点二ノ 35)

同<sub>レ</sub>共<sub>ニ</sub>一<sub>レ</sub>法<sub>ヲ</sub>中<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>此<sub>事</sub>ヲ (倭点二)

5)

② 逆接

數<sub>ノ</sub>微<sub>ク</sub>會<sub>ス</sub>「之」而<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>信<sub>義</sub> (群卷三)

374)

富<sub>ク</sub>不<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>侈<sub>期</sub>而<sub>レ</sub>侈<sub>ク</sub>自<sub>ニ</sub>來<sub>ル</sub> (群卷二47)

所<sub>レ</sub>潤<sub>ス</sub>是<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>各<sub>ニ</sub>滋<sub>茂</sub> (倭点三ノ10)

無<sub>レ</sub>問<sub>ト</sub>而<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>說<sub>フ</sub>稱<sub>歎</sub>所<sub>レ</sub>行<sub>ノ</sub>道<sub>ヲ</sub> (倭点一ノ40)

雖<sub>レ</sub>復<sub>讀</sub>誦<sub>ス</sub>象<sub>經</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>通<sub>一</sub>利<sub>多</sub>所<sub>ニ</sub>忘<sub>ス</sub>

失<sub>一</sub> (倭点一ノ26)

③ 主語・修飾語を承ける

子<sub>ニ</sub>産<sub>殖</sub>「之」子<sub>ニ</sub>産<sub>而</sub>死<sub>誰</sub>其<sub>詞</sub>「之」(群

卷五44)

幾<sub>ト</sub>反<sub>レ</sub>子<sub>ニ</sub>「矣」子<sub>而</sub>不<sub>レ</sub>圖<sub>將</sub>に<sub>等</sub>用<sub>キ</sub>

「之」(群卷六377)

大<sub>象</sub>而<sub>レ</sub>來<sub>テ</sub>聽<sub>受</sub>聽<sub>己</sub>能<sub>持</sub> (倭点五ノ

35)

如<sub>レ</sub>是<sub>等</sub>功<sub>徳</sub>而<sub>レ</sub>我<sub>皆</sub>已<sub>失</sub> (倭点二ノ

5)

如<sub>レ</sub>是<sub>好</sub>藥<sub>而</sub>不<sub>レ</sub>肯<sub>服</sub> (倭点六ノ12)

3. 「シカウシテ」の訓一順接

(イ) 句中

謂<sub>レ</sub>汝<sub>一</sub>陽<sub>之</sub>田<sub>を</sub>弊<sub>一</sub>邑<sub>之</sub>菑<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>用<sub>キ</sub>

師<sub>一</sub>齊<sub>ニ</sub> (群五187)

或<sub>ハ</sub>現<sub>シテ</sub>大<sub>身</sub>滿<sub>ラ</sub>虛<sub>空</sub>中<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>復<sub>現</sub>

小<sub>ヲ</sub> (倭点八ノ32)

又<sub>見</sub>佛<sub>子</sub>(略)破<sub>一</sub>廐<sub>兵</sub>家<sub>ヲ</sub>而<sub>レ</sub>擊<sub>法</sub>鼓<sub>上</sub>

(倭点一ノ16)

(ロ) 句首

先<sub>ッ</sub>服<sub>「之」</sub>而<sub>レ</sub>猶<sub>不</sub>可<sub>一</sub>「則」尚<sub>レ</sub>

賢<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>勸<sub>「之」</sub>(群卷十28)

子<sub>曰</sub>「五<sub>利</sub>之<sub>屬</sub>三<sub>十</sub>」而<sub>レ</sub>罪<sub>莫</sub>大<sub>ニ</sub>

「於」不<sub>レ</sub>孝<sub>」</sub>(群卷九126)

地<sub>旨</sub>震<sub>裂</sub>而<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>其<sub>中</sub>有<sub>無</sub>量<sub>千</sub>萬<sub>億</sub>善

薩摩訶薩「同一時」涌出 (倭点五ノ48)

與「子令」服。而作是言 (倭点六ノ

〃)

4 「シカルヲ」の訓ー逆接。文首のみ。

古制存。而太康失其業。以て亡

「也」 (群卷ニ 50)

霸王將。德是以。而ニニ「之」(群

卷五 74)

得法。國土王。「於」三界。而諸魔王、

不肯順伏 (倭点五ノ40)

5 「シカレドモ」の訓ー逆接。文首のみ。

人之言云。德甚輕。然而象一人寡能。

獨り擧「之」以て行者 (群卷三 53)

其聖教之徳日進。然而能。以て其聰明

寛。天下之下。遅。然。 (群卷三

615)

引導。其心。令。皆歡喜。而。不為

説是法華經 (倭点五ノ40)

6 「シカルニ」の訓ー逆接。文首のみ。

我等。是法王子。而生此邪見家

(倭点八ノ32)

是我等師。教化我者。而今焼臂

身。不具足 (倭点七ノ36)

(5)の群書治要の「シカレドモ」は「然而」の連文とし

て用いられ、倭点法華經の「而」(1)「および」(2)の

訓は少い。(1)「而」(2)「シカモ」(3)「シカウ

シテ」の訓が共に多い。

これに対して致行信証では、不説は無く、逆接に

「而」順接に「而」の順に固定している。

「而」の訓ー順接。句中のみ。

聞是法。而不忘 (一14オ5)

非是不能利。他。而能自利上 (一57オ4)

如法相。而知。故称。為。正智 (一57ウ

4)

「而」は動詞を承け、「而」は形容詞・形容動詞を承ける。

2. 「而」の訓—逆接。句首のみ。

稱量<sup>キ</sup>可<sup>シ</sup>知<sup>ル</sup>而<sup>レ</sup>實<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>用<sup>フ</sup> (四10オ2)

本<sup>ト</sup>無<sup>シ</sup>雜<sup>ク</sup>書<sup>フ</sup>諸<sup>子</sup>之<sup>名</sup>而<sup>レ</sup>道<sup>士</sup>今<sup>列<sup>ル</sup></sup>乃<sup>有<sup>リ</sup></sup>

二千四<sup>十</sup>卷 (六41ウ4)

我<sup>不<sup>シ</sup></sup>作<sup>ラ</sup>佛<sup>而<sup>レ</sup></sup>象<sup>生</sup>未<sup>盡<sup>ス</sup></sup>成佛<sup>菩薩</sup>已<sup>ニ</sup>

自<sup>モ</sup>成佛<sup>セム</sup> (三20オ4)

逆接の「シカルニ」は、いずれも上文を結んで下文の句首に用いている。この他に「シカルラ」「シカモ」があるが、各々次の一例のみである。

不<sup>ス</sup>應<sup>ラ</sup>更<sup>ニ</sup>能<sup>ク</sup>生<sup>ス</sup>佛<sup>道</sup>根<sup>芽</sup>而<sup>レ</sup>佛<sup>以<sup>テ</sup></sup>本<sup>願</sup>

不可<sup>思議</sup>神<sup>力</sup>攝<sup>シテ</sup>令<sup>ヒ</sup>生<sup>セ</sup>彼<sup>ニ</sup> (四22ウ6)

蓋<sup>以<sup>テ</sup></sup>了<sup>心</sup>初<sup>生</sup>之<sup>相</sup>也<sup>而<sup>レ</sup></sup>言<sup>フ</sup>知<sup>初<sup>相</sup></sup>

者<sup>所<sup>謂<sup>ク</sup></sup></sup>无<sup>念</sup>非<sup>苦</sup>薩<sup>十</sup>地<sup>所<sup>知<sup>ル</sup></sup></sup> (四33ウ8)

群書治要・倭点法華經に比較すると、教行信証の

「而」の訓法は順接・逆接各一つの所定訓で画一的な単調な訓に向っていることが知られる。従って教行信証では、順接の「シカウシテ」、「シカモ」の文中の訓、および逆接の「シカレドモ」の訓は全く見られない。群書治要で(平安時代の仏典でも)「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」と必ず訓読しているこの連文を、教行信証では「而」の逆接訓と同じく「シカルニ」と訓んでいるのも併せて注意される。

老<sup>子</sup>方<sup>說<sup>ク</sup></sup>五<sup>千</sup>文<sup>然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup></sup>與<sup>之</sup>老<sup>堯</sup>見<sup>佛<sup>經</sup></sup>所<sup>說<sup>ク</sup></sup> (六40オ4)

「而」の不読は平安時代には漢籍も仏典も存している(読語研(三五〇ベ))から、教行信証が順接の「而」を不読とせず必ず「テ」「シテ」と付訓して一定訓を当てているのは、平安時代訓点資料には一般に見られない訓法と考えられる。

「而」の平安初期の訓法を見ると、面大寺本金光明最勝王經古点では、(1)不読して上に「テ、シテ」を読

添える。(2)「シカモ」(句中)、(3)「シカウシテ」(句

首)、(4)「シカルモノヲ」、(5)「シカシナカラモ」の

訓がある。「シカレドモ」「シカルニ」は、単独とし

ては「然」字の訓としてある。これを群書治要と比較

すると、(4)(5)がないことへ(4)の代りに「而」がある。

但し、群書治要では「を」のみであるから「シカルヲ」

か「シカルモノヲ」か不明であるが、恐らく前者であ

ろう。(3)の句中の用法、「テ而」が生じているこ

とを除くと平安初期訓法を残存する態度が窺われる

(「単独の「而」「而」が見当らないのも或いは

偶然でなく、平安初期のそれと共通するのかも知れな

い。句中の「テ而」の成立は、「テ而」の不読

に別に同じ資料に用いられていた句首の「而」の

訓が充当された為に生じた直訳訓であって、これは又

前述の「ムト欲」において同じ漢籍における「マク欲」

が文字を同じくする「ムト欲」にまで及んで「ムト欲」

の直訳訓が生じたのと同傾向と考えられ、筆者の「群

訓の詞訓化」の一例と見られる。平安中期・後期に

おける法華経玄賛古点・法華義疏長保点では、「而」に

「テ而」の不読、「シカモ」「シカウシテ」「シ

カルヲ」「シカルニ」「シカレドモ」の訓法が存して

倭点法華経の訓法とも一致している。但し、教行信証

においても、後世の桂庵の言う如き機械的に「シカウ

シテ」とのみ訓ずるまでには至ってはいず、順逆の別は

訓分けている。

「者」

「者」は名詞として「モノ」「ヒト」と訓むものと

不読の場合とがある。「モノ」「ヒト」の訓について

は次の(4)で述べることにして、ここでは不読の場合に

ついて見る。

群書治要でも、倭点法華経でも、「者」を不読とす

る場合、文意に従って種々の語を上読添える。

(4) 接続助詞「バ」

能安遠「者」「則能安近也」

(群卷二 30)

諸、求<sub>ル</sub>三乘一人若有<sub>レ</sub>疑悔<sub>一</sub>「者」佛當<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>除

断<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>盡<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>餘<sub>一</sub> (倭点一、33)

(ロ) 係助詞「ハ」

神<sub>ハ</sub>「也」「者」變化之極<sub>一</sub>「也」 (群卷一 33)

日<sub>ハ</sub>新<sub>ニ</sub>其<sub>レ</sub>德<sub>一</sub>「者」唯剛一健篤一實<sub>一</sub>者<sub>ナリ</sub>

「也」 (群卷一 226)

俠<sub>レ</sub>醫<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>病<sub>一</sub>「而」曰<sub>ニ</sub>必<sub>レ</sub>遺<sub>レ</sub>類<sub>一</sub>「焉」「者」

未<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>有<sub>一</sub>「也」 (群卷六 514)

彼<sub>レ</sub>佛<sub>レ</sub>滅<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>後<sub>ニ</sub>懈<sub>レ</sub>怠<sub>一</sub>「者」汝<sub>レ</sub>是<sub>一</sub> (倭点一

ノ 32)

(ハ) トハ・トイハ

淫<sub>レ</sub>液<sub>一</sub>「者」飲<sub>レ</sub>酒<sub>一</sub>時<sub>ノ</sub>情<sub>態</sub>「也」 (群卷三 35)

治<sub>レ</sub>國<sub>一</sub>「者」諸<sub>一</sub>候<sub>一</sub>「也」 (群卷九 75)

妙<sub>レ</sub>光<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>師<sub>一</sub>「者」今<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>身<sub>一</sub>是<sub>一</sub> (倭点一、32)

如<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>衣<sub>一</sub>「者」矛<sub>レ</sub>和<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>辱<sub>一</sub>心<sub>一</sub>是<sub>一</sub> (倭点四、

40)

(二) トキンバ

自<sub>レ</sub>滿<sub>一</sub>「者」人<sub>レ</sub>損<sub>一</sub>「之」。自<sub>レ</sub>謙<sub>一</sub>「者」人<sub>レ</sub>益

「之」。 (群卷二 25)

接続助詞「バ」は少く、既定条件を示すには群書治要

では右の(二)「トキンバ」「者」で示され倭点法華経で

は「スル者」を用いる。

これに対して教行信証では「者」を直接「者」「者」

の如く固定訓として用いて、不説としない。

(イ) 接続助詞「バ」——未然形にも已然形にも付く—

謹<sub>テ</sub>顯<sub>レ</sub>眞<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>證<sub>一</sub>者<sub>一</sub>則是<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>他<sub>レ</sub>圓<sub>レ</sub>滿<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>妙<sub>レ</sub>位<sub>一</sub>、无<sub>レ</sub>上

涅槃<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>極<sub>レ</sub>果<sub>一</sub>也 (三 2 オ 2)

常<sub>ニ</sub>修<sub>ス</sub>念<sub>レ</sub>佛<sub>一</sub>三<sub>レ</sub>昧<sub>一</sub>者<sub>一</sub>十<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>佛<sub>一</sub>恒<sub>ニ</sub>見<sub>ス</sub>地<sub>一</sub>人<sub>一</sub>

如<sub>レ</sub>現<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>前<sub>ニ</sub> (二 46 オ 7)

若<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>轉<sub>レ</sub>輪<sub>一</sub>王<sub>一</sub>相<sub>一</sub>者<sub>一</sub>无<sub>レ</sub>如<sub>一</sub>是<sub>レ</sub>喜<sub>一</sub> (一 20 ワ 5)

若<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>尔<sub>一</sub>者<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>菩<sub>レ</sub>提<sub>一</sub> (二 45 ウ 3) (二 45

は通用形に付くとも考えられる)

(ロ) 係助詞「ハ」

一切凡夫阿闍世者、普及一切造、五逆、一者、

(二六ウ三)

い) トイフ者、

如<sup>トイ</sup>是<sup>トイ</sup>者<sup>トイ</sup>如<sup>トイ</sup>前後、廣略皆實相<sup>トイ</sup>也<sup>トイ</sup> (三  
八ウ四)

群書治要・倭点法華經の「トイハ」に当る言い方は「トイフ者」であって「トイハ」は無い。この「トイハ」と「トイフハ」の相違については「4 説添語」で後述する。

教行信証の如く「者」「者」として常に固定訓で訓読することは、平安時代の一般には見られない訓法である。

以上「也」「而」「者」の訓法の相違は、群書治要・倭点法華經が不読とする用法を、教行信証では必ず所定訓に訓む点にある。しかも平安時代の訓点資料では不読と見られるから、教行信証の訓法は、それとは異なるわけであるが、「也」の如く室町時代の桂庵和

尚家法倭点の態度と一致することから考えると、後世に連なる新しい訓法を示している面を考へることが出来る。しかし同時に、日本人が、漢文訓読を前提として、漢文体の文章を綴る際に、文末には「也」、文中接続には「而」、逆説に「而」、順接条件に「者」、提示に「者」として、意識の有無はともかく、訓を固定させて当該助字訓を単純にした為かも知れない。この態度が桂庵らの置字を読落さないとする訓読態度に一脈通ずるわけである（「読<sup>レ</sup>文<sup>也</sup>」字、句読能<sup>可</sup>、辨<sup>ス</sup>（家法倭点）」。さすれば教行信証の右の訓法は独特のものというよりも後世の新訓にも通じ、又、邦人撰述の漢文（所謂変体漢文をも含む）の訓読とも関係があることが予想される。

「以」の訓分け

「以」には諸種の用法があるが、その中体言に下接する後置詞としての用法は、群書治要・倭点法華經ではその訓法は次の如く体言を提示語とし、「以」は

「コレヲモツテ」と訓じ、代名詞「コレ」に再帰格の役を果させている。

大ー命以コレヲモツ傾オホキタマフ (群卷三55)

約か「之」為スルニ悪マシ一以コレヲモツ貴イセリ「之」(群

卷二302)

一言以コレヲモツ蔽アツ「之」。(群卷九204)

柔一軟、繕一續以コレヲモツ為セリ茵イト毒ドク(倭点二ノ37)

種種、諸ノ寶、以コレヲモツ為ニ莊オホシ校オホシ(倭点四ノ52)

しかるに教行信証では右の用法をも、他の「以」の用法と同じく、一樣に「モツテ」とのみ訓じ画一的訓法としてゐる。

願以ヲ成ス九一カ以ヲ就フ願ニ (四24オク)

今按スニ三經一皆ナ以テ金剛、真心ヲ為ニ最

要ト (五26オク)

群書治要・倭点法華經の訓法は日本語の法格に適った表現であり、従つて平安初期の訓法でも、この場合には「コレヲモツテ」と訓まれている。

百福の妙相コレヲ以て容を嚴り、光明具足して淨クして垢無し(最勝王經古点の研究一八七頁)

右の訓をも一樣に「モツテ」と訓ずるのは漢字に引かれた訓法である(「漢文の訓讀」によりて傳へられたる語法」ニハハーベ)。さすれば教行信証のは後出の新しい訓法を示すのに対して、群書治要・倭点法華經は古来の訓法に従っている結果生じた相違と見られる。

「令・使等」

再読字「令」「使」等の訓法は、平安中期以後は「……ラシテ……シム」に固定したが、その表記方法について、群書治要・倭点法華經では「令」「使」の如くこの字の左右に二訓を付すのに対して、教行信証では「令……ラシテ」「使……ラシテ」の如く表記する。

無オム令シム財一貨モノ上ニ一流ニ「則」逆サカ不作ス (群書治要)

使シテ改メ勿ス壞ス・在リ比ニ者ニ「也」(卷三55)



俾<sup>シ</sup>て 晝<sup>ヒ</sup> 作<sup>ス</sup> 夜<sup>ニ</sup> (群卷三 50)

古<sup>ニ</sup> 者<sup>ノ</sup> 諸<sup>ノ</sup> 侯<sup>ノ</sup> 歲<sup>ノ</sup> 遣<sup>ハ</sup> 大夫<sup>ト</sup> 聘<sup>シ</sup> 問<sup>ヒ</sup> 天子<sup>ト</sup> (群卷九 7)

梵<sup>ノ</sup> 音<sup>ノ</sup> 深<sup>ク</sup> 妙<sup>ク</sup> 令<sup>リ</sup> 人<sup>ヲ</sup> 樂<sup>ム</sup> 聞<sup>ク</sup> (倭点一ノ 13)

我<sup>レ</sup> 昔<sup>ニ</sup> 教<sup>ヘ</sup> 汝<sup>ニ</sup> 志<sup>ヲ</sup> 願<sup>フ</sup> 佛<sup>ノ</sup> 道<sup>ヲ</sup> (倭点二ノ 8)

有<sup>ル</sup> 能<sup>ク</sup> 受<sup>ケ</sup> 持<sup>ツ</sup> 若<sup>シ</sup> 自<sup>ラ</sup> 書<sup>キ</sup> 若<sup>シ</sup> 教<sup>ヘ</sup> 人<sup>ヲ</sup> 書<sup>ク</sup> (倭点五ノ 30)

○但し倭点法華経では「遣」は「ツカハシテ……シム」と訓む。

ム」と訓む。

即<sup>チ</sup> 遣<sup>ハ</sup> 傍<sup>ニ</sup> 人<sup>ヲ</sup> 急<sup>ニ</sup> 追<sup>ヒ</sup> 將<sup>ト</sup> 還<sup>ル</sup> (倭点二ノ 57)

(教行信證)

令<sup>リ</sup> 諸<sup>ノ</sup> 象<sup>ノ</sup> 生<sup>ク</sup> 得<sup>テ</sup> 離<sup>レ</sup> 惡<sup>ノ</sup> 道<sup>ヲ</sup> 速<sup>ニ</sup> 趣<sup>ク</sup> 善<sup>ノ</sup> 道<sup>ヲ</sup> (六ノ 22)

22 オノ

欲<sup>ク</sup> 令<sup>リ</sup> 夫<sup>ノ</sup> 人<sup>ヲ</sup> 等<sup>ニ</sup> 悌<sup>ク</sup> 心<sup>ヲ</sup> 比<sup>シ</sup> 益<sup>ヲ</sup> (ニ 49 オノ 5)

欲<sup>ク</sup> 使<sup>シ</sup> 一<sup>切</sup> 象<sup>ノ</sup> 生<sup>ク</sup> 莫<sup>ク</sup> 不<sup>レ</sup> 齊<sup>ク</sup> 歸<sup>ル</sup> (三ノ 5)

ウノ (③略)

再読字「令」「使」等は平安中期以降漢籍に一般に

見られ、仏典では「令……ラシテ」の如く表記するの

が一般で、両資料に表記上の相違の存することは別に

述べた(拙稿)。さすれば倭点法華経の表記は仏典で

も例外である。従って教行信証のは仏典一般に通ずる

が、平安初期の「令……ク」「令……ニ」の訓法は既

に無く、一様に「……ラシテ」である点又新しい訓法

に拠っている。

3. 副詞の呼応語

「曾」字の呼応語一語だけである。

「曾」字は群書治要でも、倭点法華経でも、(イ)下に

否定語が来る用法と、(ロ)「経也(廣韻)」の過去を示

す用法とがある。(イ)は必ず「カッテ」と副詞に訓じて

下の否定を強める用法とし、(ロ)は必ず「ムカシ」と訓

じて過去の意を示して区別が保たれている。

(イ) 「カッテ」と訓じて否定語を強める。

士曾不得ハカマレズ一ト管ナムルニト (群卷八487)

曾是莫カシヤ聽シ大命オホノミチ以シテ傾カヨヘラリ (群卷三)

575)

常トシ漢コト一ト說シテ法ヲ曾カシヤ無シ他ニ爭マヒ (倭点三ノ12)

我レ自レ昔ヨリ來タ未ダ曾カシヤ從ヒテ佛ヲ聞カ如ク是ノ說ト (倭

点一ノ39)

。「寧ニ (字類抄「カッテ」)」「惜シ曾カシヤ也ト (注)」も

同用法である。

堂壁既ニ卒ス寧カシヤ莫シ我レ聽ク (群卷三543)

哀カシヤ今ノ人ハ胡ク惜シ莫シ慙ム (群卷三290)

(ロ) 「ムカシ」と訓ずる。

吾嘗カシヤ終ニ日ニ不レ食ス終ニ夜ニ不レ寢ス以テ思フ无シ

益ヲ (群卷九44)

有ル不レ善シ未ダ曾カシヤ不レ知ス「之」 (群卷一

476)

我レ於テ過ク去リ諸佛ヲ曾カシヤ見シ此ノ瑞キ (倭点一ノ20)

法王ノ子ニ已ニ曾カシヤ親ニ近シ供養シ過ク無量ノ諸佛ニ (倭点一ノ10)

。「曾カシヤも」曾カシヤと通じ「ムカシ」と訓ぜられる。昆ニ吾レ曾カシヤ居リ許シ故ニ曰ク舊ノ辞ハ是レ宅ト「也」 (群

卷六204)

これに対して教行信証では「曾」字が用いられているが、(イ)の用法はなくすべて(ロ)の用法であり、その訓には「カッテ」と「ムカシ」とがある。

(ロ)を「カッテ」と訓じ過去の語に呼応する。

我レ從テ智者曾カシヤ聞キ是ノ義ヲ (二54オ8)

我レ昔シ曾カシヤ聞キ智者人ノ偈ヲ説ク (二55ウ6)

過ク去リ諸佛ヲ以テ比シ四天下ヲ曾カシヤ付キ囑ス我レ及

橋ヲ天ノ迦ニ (六18オク)

法眼ニ未ダ曾カシヤ開ケ (五21ウク) (耳声点略)

(ロ)を「ムカシ」と訓ずる

一ニ苦シ薩ヲ已ニ曾カシヤ供養シ无シ教ヲ諸佛ニ (二50ウ

6)

曾<sup>シ</sup>聞<sup>キ</sup>智者<sup>チ</sup>、如<sup>ニ</sup>是<sup>ノ</sup>言<sup>ハ</sup>、(ニ57オ5)

此<sup>レ</sup>、廢<sup>レ</sup>女<sup>者</sup>、曾<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>、過<sup>ク</sup>去<sup>リ</sup>植<sup>キ</sup>、家<sup>ノ</sup>徳<sup>ヲ</sup>、(六

5オ4)

(四)の用法は「経」の意であるから「ムカシ」と訓むのは国語の使い方に合う。一方、否定を強める(四)の用法も上代から見え、平安初期訓点では(四)「カッテ」。(四)「ムカシ」で明確に訓分けている(訓点語の研究)。 (四)をも「カッテ」と訓むに及んで、訓に当てた国語の「かつて」が本末固有しなかった過去の意を持つに至ったことは、山田孝雄博士の説かれた所である。教行信証の「曾」の訓は「カッテ」一色にはならず、「ムカシ」の訓もあるが、「カッテ」が過去の意をも持つ(四)の用法をも犯しつつある新しい訓を示していることが判る。

#### 4. 読添語

群書治要・倭点法華経の二資料と教行信証との読添語の相違には、(1)読添語そのものの相違、(2)二資料の

方にだけ用いられる読添語、(3)教行信証にだけ用いられる読添語、がある。(2)(3)は語が稀である。

(1) 読添語そのものの相違——「トイハ」と「トイフ

ハ

語句を提示する際に、群書治要・倭点法華経では、

その語句に「トイハ」を読添える。

入<sup>レ</sup>「者」入<sup>レ</sup>為<sup>シ</sup>王<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>士<sup>ニ</sup>「也」(群卷

三38)

国之不<sup>レ</sup>幸<sup>ト</sup>、是<sup>ニ</sup>無<sup>キ</sup>善<sup>キ</sup>人<sup>ニ</sup>「之」謂<sup>フ</sup>「也」

(群卷五154)

如来<sup>ノ</sup>座<sup>ニ</sup>「者」一切法空<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>「也」(倭点四、

40)

時<sup>ニ</sup>仙人<sup>ト</sup>「者」今<sup>ノ</sup>提<sup>婆</sup>達<sup>多</sup>是<sup>レ</sup>「也」(倭点

五ノ4)

群書治要では、特に「トキンバ」と共に、多く用いられる印象的である。これに対して、教行信証では「トイフ者」を用いる。(「者」を不読とせず「者」と訓する

「とは前述」

如<sup>トイ</sup>得<sup>カ</sup>初<sup>カ</sup>果<sup>ラ</sup>者<sup>ハ</sup>如<sup>シ</sup>人<sup>ノ</sup>得<sup>ル</sup>陀<sup>カ</sup>洹<sup>カ</sup>道<sup>ヲ</sup>（一  
16ウ6）

又云示<sup>ニ</sup>現<sup>ス</sup>自<sup>リ</sup>利<sup>ト</sup>他<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>略<sup>シ</sup>説<sup>ス</sup>彼<sup>ノ</sup>阿<sup>彌</sup>

陀<sup>佛</sup>國<sup>土</sup>十<sup>七</sup>種<sup>ノ</sup>莊<sup>嚴</sup>功<sup>徳</sup>成<sup>就</sup>ヲ（四ウ  
4）

如<sup>ト</sup>是<sup>ト</sup>一<sup>者</sup>如<sup>キ</sup>前<sup>後</sup>廣<sup>略</sup>皆<sup>實</sup>相<sup>也</sup>（三  
18ウ4）

「トイハ」は次の一箇所のみで、しかも「イハ」は

朱筆別訓である。

又・云・本願力、故<sup>トイハル</sup>（<sup>註</sup>）満足願

故<sup>トイハル</sup>（一ウウク）

「トイハ」を「トイフハ」の促音無表記とするか否か

に論が分れるが、三資料ともに、促音表記については

同期同条件にある。然るに相違が存するのは何故であ

ろうか。教行信証では「トイフハ」が一般であるのに

朱別筆でわざと「トイハ」の訓が存するのも、促音

無表記としては不審である。「トイハ」が「トイフハ」

の促音でないとする、平安初期に用いた助詞「イ」

の複合語となり全く別語となる。「トイハ」が訓釈用

語として平安初期（助字「イ」の用いられた時期）か

ら存し、その後もこの複合形で用いられたことについ

ては諸氏の説があり、筆者も例示したことがあるから

省く。もし然りとすれば群書治要は特にこの古訓法を

残し、倭点法華経も伝えるのに対して、教行信証は同

義語の新しい形を用いたと見られよう。それは「トキ

ニ（ン）ハ」と執を一にすることになる。

(2) 二資料の方にだけ用いられる読添語——例給——

「ラム」レ「ケリ」がある。

「ラム」

所謂<sup>ル</sup>伊<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>於<sup>テ</sup>道<sup>ヲ</sup>遊<sup>ス</sup>（群三267）

去<sup>レ</sup>「之」賢<sup>人</sup>今<sup>於</sup>何<sup>遊</sup>息<sup>子</sup>思<sup>フ</sup>

「之」甚<sup>ク</sup>（群卷三267）

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

今<sup>佛</sup>世<sup>尊</sup>欲<sup>シ</sup>説<sup>ク</sup>大<sup>法</sup>一<sup>雨</sup>大<sup>法</sup>雨<sup>…</sup>演<sup>ス</sup>大

法義、(倭点一、20)

今一者宮殿、光一明(路)以何、因縁、而も現<sup>ス</sup>。

此、相<sup>ヲ</sup>、(倭点三、38)

各二例ずつに過ぎない。平安初期訓点には屢々用いられるが、中期以降は漢籍も仏典も極めて稀である。独り金沢文庫本春秋経伝集解に十余例あるが、おれは平安初期点の残存であろうと推定した(前掲)。右の例も亦同じ事情と考えることが可能である。

「ケリ」

俠<sup>テ</sup>告<sup>ケ</sup>蜜<sup>一</sup>子<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>、白<sup>ニ</sup>今<sup>ニ</sup>日<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>住<sup>ス</sup>、単<sup>一</sup>父<sup>非</sup>。

吾、有<sup>レ</sup>、(群卷十54)

一切智、願、猶在、不<sup>レ</sup>、失<sup>セ</sup>、(倭点四、16)

我、等、是、法王、子、而、生<sup>レ</sup>、此、邪見、家、(倭

点八、32)

群書治要は右一例、倭点法華経は右の外三例のみである。「ケリ」も漢籍・仏典に例の少いことは説れる通である(説語研六九三〜)。しかし平安初期には例が屢々見ら

れる。右の諸例も詠歎の意であり、春日博士の説かれた平安初期点の用法に通ずる。その残存と見ることによって稀存の理由が解けると思ふ。

(3) 教行信証にだけ用いられる読添語

「へ」一語でしかも次の一例のみである。

借問相尋<sup>ニ</sup>、何、處、去<sup>リ</sup>、報<sup>ス</sup>、導<sup>ス</sup>、弥陀浄土、  
中<sup>ニ</sup>、(一42ウ4)

格助詞「へ」が訓点には用いられないことは、あゆみ抄を始め先学の説かれる如くである。異質の新要素の混入である。

以上、読添語では、二資料と教行信証との相違は二資料の方に古い訓法、恐らく平安初期訓法の残存と考えられるものが見える為か、或いは全く異質の新要素が教行信証にだけ存するかに起因している。

[II] 三資料共に異なる訓法

「豈」の呼応語、「者」の名詞訓とそれに関する読

添語が挙げられる。

「副詞「豈」の呼応語」

訓読では「豈」を「アニ」と訓じて必ず下に反語を示す語を呼応させる。この訓法は平安時代も鎌倉時代も変らない。その呼応語には「ムヤ」が各時代共に用いられ、特に中期以降はこの「豈……ムヤ」形が一般である。倭点法華経は皆二様にこの形である。

余、時、妙光菩薩、豈異一人ナラヤ「乎」(倭点

一ノ27)

汝已慇懃三請、豈得レ不レ説カ(倭点

一ノ44)

群書治要では「ムヤ」で結ぶ場合が多いが、別に「己

然形ナヤ」で結ぶ例も少いながら存する。

「ムヤ」で呼応する例

雖其善、祝、豈能、勝、億兆一人「之」詎ニ

耶(巻六 322)

豈聖人の所ニ能ク加ス(巻九5)

此豈、無、異、姓之臣乎(巻三44)

◎「已然形ナヤ」で呼応する例

獨行、躡、々々、豈無、他一人、不、如、我カ

同一父ニ(巻三43)

此豈、無、異、姓之臣乎。(巻三44)

これらに対して教行信証では、「ムヤ」の呼応が普通ではあるが、外に「ズヤ」(非字に限る)「三例と、「ベキヤ」一例の呼応語がある。

「ムヤ」で結ぶ例

伊、虫、豈、知、朱、陽、之、節、乎(二25ウ8)

豈、容、不、礼セ(一26オ7)

○「ズヤ」で結ぶ例

豈、非、右、僂、而、左、劣、也(六25オ5)

或、佛、不、逐、生、死、豈、非、快、哉(二24ウ

6)

豈、非、難、信ニ(二38ウ2)

○「ベキヤ」で結ぶ例

豈嘗不生愛念心邪 (四ノウハ)

平安初期にはこの呼応語は「已然形ナヤ」「……ジ」

「……ムヤ」(以上 玄奘表啓)、「……マシヤ」

(最勝王經古点)等種々があり、「已然形ナヤ」の反

語形は上代の語法である。この形は平安中期以降は漢

籍に稀に見るのみで、これらは初期以前の古訓法の残

存かと考えられる (訓点語と訓点資料各論所収拙稿。「豈」と呼

ことは既述した)。然るに教行信証の「ベキヤ」「ズヤ」は一般

には見ることの少い訓法である。

「者」字の名詞訓

「者」字の名詞としての訓には、平安初期には「ヒ

ト」「モノ」があり、人物と争物とで訓分けられてい

たが、後世「モノ」の訓が勢力を持ち、人物にも「モ

ノ」と訓ずることは、門前正彦氏の指摘された所であ

る (「漢文訓読史上の二向題」キトより)。倭点法華經で

はすべて「モノ」である。

復能、清淨持戒、與柔和者、而共同止

忍辱 (倭点六ノ32)

分身ノ諸佛、坐寶樹下、師子座上者 (倭点

七ノ25)

△若有得聞是經典者、乃能善行

菩薩之道 (倭点四ノ37)

「者」の訓が勢力を持つと、最後の例の如く、助字

「者」において、訓としては単に接続助詞「バ」でよ

いものまで「モノ」と画一的に訓ずるようになって来

る (筆者の「辞詞の詞訓化」の一と見られる)。

群書治要では「ヒト」と「モノ」との訓がある。「モ

ノ」が多く、「ヒト」は少い。

「モノ」の訓

(イ) 人物を指す

自由直以赴礼者、謂之成人 (卷

六35)

進醉者、莫不謗令尹 (卷六38)

(ロ) 事物を指す

小過ハ小シ者ヲ過ス而シテ亨ト也ト (卷一 343)

運ト謂フ所ニ及リ者ヲ遠ト (卷二 42 「帝徳」

を指す)

(ハ) 助字「者」を訓む

此ノ六ノ者ハ皆稟陰陽風雨晦明之氣ト (卷

六 345)

日新ニ其ノ徳ト者ハ唯剛健篤ニ實ト者ト

「也」 (卷一 226)

非ズ至ル徳ニ其ノ孰カ能ク順フ民ニ如ク此ノ其レ

大ニ者乎 (卷九 446)

「ヒト」の訓

子曰愛シ親ト者ハ不レ敢テ惡ム於テ人ト (卷

九 16)

采ト之者不レ可ク以テ根ニ惡ム之時…… (卷

三 69)

「ヒト」の訓は人物に限るが、「モノ」は(ロ)に広

く用いられている。この「ヒト」の訓は漢籍には散在

することは旧稿で説いたが(「金沢文庫本春秋経伝箋解にお

ける平安初期訓読語の残存」訓

点語と訓点集

存と考えた。)

教行信証でも「ヒト」と「モノ」の訓があるが、「ヒ

ト」は人物に訓じ、「モノ」は事物を訓すると共に助

字「者」をも訓ずる。

「ヒト」へ人物を指す「者」の訓)

應シ知ル為ス人ト天ト大ト師ト堪テ受ル化ス者ト

是レ誰ト (三 12 オノ)

嘱シ回シ天下凡レ釋護世王護ニ持テ行法者ト

(六 24 オス)

2)

安樂浄土ニ詣テ住ス者ハ无シ不レ浄ノ色ト (四 22 オ

業道如ク稱ス重キ眷先帝ト (二 33 ウ)

何カ者ハ是レ也ト (二 14 ウ)



「モノ」の訓（助字の訓）

若<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>服<sup>ト</sup>者<sup>ハ</sup>象病皆除<sup>ス</sup>（四〇七ワ）

欲<sup>ス</sup>得<sup>ト</sup>住<sup>シ</sup>生<sup>ス</sup>安樂<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>普<sup>ク</sup>皆如<sup>シ</sup>意<sup>ニ</sup>无<sup>ク</sup>

鄧<sup>一</sup>導<sup>一</sup>（四二六オ）

教行信証の訓は、一見平安初期の訓法に似ているが、

助字「者」を「モノ」と訓むことは新しい訓法であつ

て（初期には不説としてトキニハ・トイハ・イハ等を

説添える）、「ヒト」の訓と併せ勘えると、他の仏典

とは異なる訓法である。

右の外に、倭点法華経には無く、群書治要と教行信

証とで相違する訓法に「蓋」がある。

「蓋」は群書治要では「ケダシ」の訓もあるが「オ

ホムネ」の訓もある。

形<sup>ト</sup>「干」四海<sup>ト</sup>（注略）蓋<sup>ト</sup>天子之孝<sup>ト</sup>（卷

九二〇）

然<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>能<sup>ク</sup>守<sup>ル</sup>其宗<sup>ト</sup>廟<sup>ト</sup>（注略）蓋<sup>ト</sup>卿

大夫之孝<sup>ト</sup>「也」（卷九二）

而<sup>シテ</sup>知<sup>ル</sup>其民<sup>ト</sup>人<sup>ト</sup>（注略）蓋<sup>ト</sup>諸<sup>一</sup>侯之孝<sup>ト</sup>

「也」（卷九三〇）

△不<sup>レ</sup>至<sup>ル</sup>「者」蓋<sup>ト</sup>主<sup>一</sup>君<sup>ノ</sup>無<sup>ク</sup>好<sup>シ</sup>士<sup>ト</sup>之

意<sup>ト</sup>耳<sup>ト</sup>（卷八四）

教行信証は皆「ケダシ」とのみ訓ずる（十例中八例ま

で「ナリ」で結ぶ）。

優<sup>ク</sup>婆提舍<sup>ト</sup>蓋<sup>ト</sup>上<sup>レ</sup>衍<sup>ト</sup>之<sup>レ</sup>極<sup>ト</sup>致<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>退<sup>ト</sup>之<sup>レ</sup>風<sup>ト</sup>航<sup>ト</sup>

者<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>（一二五オ）

蓋<sup>ト</sup>是<sup>レ</sup>阿弥陀如来<sup>ト</sup>本願力也<sup>ト</sup>（四三三ウ）

蓋<sup>ト</sup>无<sup>ク</sup>非<sup>ズ</sup>之<sup>レ</sup>日<sup>ト</sup>是<sup>レ</sup>也<sup>ト</sup>（三三六オ）

蓋<sup>ト</sup>由<sup>テ</sup>阿弥陀佛有<sup>ク</sup>大慈悲力<sup>ト</sup>（略）衆生

カ<sup>ト</sup>（一四七オ）

名義抄（觀智院本）・字類抄（前田本）には両訓があ

るが、「不敢決辭」の訓としては「オホムネ」の方が

国語に適した訓であつて、教行信証の「ケダシ」の用

法は上代の疑向・仮説を導く用法から離れた直訳訓で

ある。

〔四〕について見てとられる事は、群書治要が古訓法或いは国語の法格に適った訓法を伝えているのに、倭点法華経は仏典一般の訓法を示し、教行信証のは新しい訓法を示していると言える。

### 第三節 二資料に共通する訓法

以上は相違を主として見たのであるが、三資料に共通する訓法もある。特に実字訓で基本語の類「明」「脚」「仇」「興」「厚」等の一致する語は多い。ここでは、1 助字訓 2 代名詞の訓 3 副詞の呼応語 4 読添語について取上げる。(紙幅の都合で用例を省き、語の項目のみとする)

#### 1 助字訓

然 <small>シカド</small>	非 <small>ヒ</small>	或 <small>イハレハ</small>	所謂 <small>イハレハ</small>	雖 <small>イハレハ</small>	雖 <small>イハレハ</small>	乃 <small>イハレハ</small>	未 <small>イハレハ</small>	及 <small>イハレハ</small>
然 <small>シカド</small>	及以 <small>イハレハ</small>	如是 <small>イハレハ</small>	故 <small>イハレハ</small>	故 <small>イハレハ</small>	如 <small>イハレハ</small>	若 <small>イハレハ</small>	不 <small>イハレハ</small>	不 <small>イハレハ</small>
然 <small>シカド</small>	乃 <small>イハレハ</small>	即 <small>イハレハ</small>	須 <small>イハレハ</small>	為 <small>イハレハ</small>				

#### 2 代名詞の訓

与ト 所ト 与ト 莫ト 勿ト 並ト 可ト 應ト \* 當ト

\* 将ト (将ト ……ム) 亦ト 又ト 復ト 以ト 故ト

自ト \* 宜ト 等ト 所ト 已ト

此ト 之ト 是ト 此ト 之ト 其ト 其ト 孰ト

何ト (ハ) 汝ト 汝等ト 吾ト 我ト

#### 3 副詞の呼応語

更ト ……ム 已ト 既ト ……キリ 唯ト ……ノミ 唯ト (但ト) ……

假ト 侯ト (設ト) ……トモ ……バ ……ム此 何ト ……

願ト …… (命令) 寧ト ……トモ此 若ト ……バ ……ム此

#### 4 読添語

〔助詞〕格助詞 ノ・ガ・ヲ・ニ・ト・ヨリ

接続助詞 バ・トモ・ドモ・テ・シテ

副助詞 マデ・ノミ・マデニ

係助詞 ハ・モ・カ・ゾ・ヤ (符定形に)

並列助詞 ト ……ト

同役助詞 ヤ (「ヲヤ・ムヤ」等 符定形として)

〔助動詞〕 断定 タリ・ナリ

回想 キ

完了 ツ・ヌ・タリ・リ

推量 ム・マシ・ベシ

使役 シム

受身 ル・ラル

比況 ゴトシ

〔形式体言〕 コト・トキ・モノ・ココロ(言)・ク

〔形式用言〕 ス・アリ・(ト)イフ・モツ(テ)・タ

マフ・タテマツル

\*印の訓は平安中期成立の新しい訓法と見られるものである。倭点法筆経・教行信証は無論、群書治要にもこの\*印の訓法が用いられている。

#### 第四節 結 語

以上、相違する訓法を主とし、共通する訓法をも併せ

て漢籍の群書治要の訓法と、仏典の倭点法筆経およびそれと関係ある教行信証との訓法を、語彙よりむしろ訓読法を主として比較して来た。それによると予想通り各項目について広く相違することが判明した。その原因については、(一)群書治要が平安初期訓法ないしは右語法を残存する結果生じたものが最も多いことが判った。しかし、その外にも、(二)教行信証が新しい訓法又は特異な訓法を持つ為の相違も原因であった。(三)文字の相違に基くもの、他も認められた。この原因から以上の相違を整理すると次の如くであろう。

(一) 群書治要が平安初期訓法ないし古語法を残存して

いる結果生じた相違

1. 「助字」 「之」 「則」 「哉」 「於」 「ラクノミ」

「マフ・コトヲ」 「ホツス」 「レ」

2. 「実字」 「言コトと辞コトバ」 「諸モロモロ・師シ・象シヤウ」 「謂イハレ」

「終日ヒトケミ」 「在マツ」

「オソル(上二段)」 「ヨロコブ(上

二段)」「タフトブ(上二段)」「ニ

クム(上二段)」「マナブ(上三段)

「難・危・安・凶・善・

如」「者」

3. 「副詞の呼応語」 「曰……トイフ」「以為」

「豈……レヤ」「蓋」

4. 「読添語」 「マク欲」「コト・コトヲ得」

「イ」「ヌカ」「ナ……ン」「ン

モ」「ヤ(已然形に付く)」

5. 「措辞の相違」 (群書治要のは上代語法に關係

する)

「吁」「微」

(二) 教行信証が新しい訓法又は特異な訓法を持つ為の

相違

「助字」 「也」「而」「者・者」

「以」(↓コレヲモテ)」

2. 「副詞の呼応語」 「曾……キ」「豈……

ズヤ・ベキヤ」「況……」

3. 「読添語」 「トイフハ(↓トイハ)」

「へ」

教行信証のこれらの訓に対する群書治要の訓は古訓

法に係ることは無論である。

(三) 原漢文の文字面に原因を持つもの。その他。

「如是等」「去來」

「ムト欲」「令」

最後の二語は群書治要の方が却って新形であるが、

漢籍の訓法の中にこの訓法を生ずる内因がある。又

群書治要にも「第三節」に挙げた如く、平安中期以後

成立の訓法を持つから、他二資料と共通の変遷を経た

ものもある。その中で(一)の如き古訓法の残存が相違の

原因となっているのである。漢籍における博士家学の

授受方式を思う時、この原因は首肯され、又爭吳春秋

経伝集解(金沢文庫本)等でその一過程が証される。

又、ヲコト点を二資料では用いないのに群書治要をは

じめ博士家で依然として用いている事も外形からこの原因を象徴していると思われる。(一)(二)のような相違は更に進んで漢籍一般と仏典一般の相違によって検証されなければならぬ。(三)教行信証の訓法は純然たる仏典というよりも、邦人撰述の国書へ変体漢文も含むの訓法との関係が予想される。

漢籍と仏典との訓読法が、鎌倉時代以前において相違することを具体的に広汎に説き、その原因を究明することは、從來殆どなされていないと思う。ただ、室町時代になると、柱庵和尚家法倭点で「古点に読誤多し」として、自らの新点法を古点と比較することが見られる。この「古点」が博士家の訓法であるとすれば、この種の初めての言及となる。「古点」は漢籍の点法にかなり合う点を持つ。しかし家法倭点は、自説を主張する余り、古点を批判対象として取上げたのであって、項目も少く任意で、印象的主観的なきらいがある。そこにいう古点の訓法も必ずしも漢籍の当該字

の訓を全部調べたものではないから、例えば「而ニホシレテ」の如く誤解があることも注意しなければならない。家法倭点で「古点ニ」として区別して挙げた項目は次のものである(「家法倭点」は川瀬一、馬博士の校本による)。

(イ)「則」 古点ニ上ノ字ノ下ニテ、トキンハト点ス

ル時ハ、スナハチトヨム事マレナリ。故ニ新註ニ朱ニテ則ヌ毎字如ク此点スルナリ。是レ為イ可キ正ス古点、読ミ落シ也……

但シトキハトヨマレヌ処モアルベシ古点ニトキンハト点ズルハカタコトナリ

(ロ)「而」 (略)新註ニ此ノ而ノ字。而シテ毎字如ク

此ノ点ヌ其ノ故、古ノ点ニ不レ読ク故ナリ(芳云、漢籍で「シカモ」「シカウシテ」

「シカレドモ」等の訓あり、不読は「テ」「而」の折であること既述の如し)

(ハ)「也」 句ノ時ハナリト読テ可ク切也……古ノ点

回也ハカリヤト読テ、商也、賜也、之類、



と想う)。

③ 山田孝雄博士の取上げられた「漢文訓読」によって  
伝へられたる語法」の所謂直訳語の成立過程は、訓  
点資料の単なる時間的羅列だけでは十分に説明でき  
ず、資料を立体的に見ることによって、始めて可能  
となるものがあることが判る。「ムト欲ス」「以  
へコレヲモツテ」「曾……キ」等の成立は、漢  
籍又は仏家における各々内部の成立事情がからんで  
いること上述の如くである。

④ 本稿は続いて、漢籍一般と仏典一般との訓読語法  
の相違についての検討が要請されるが、進んでそれ  
を含む問題として、杉大文訓点資料を訓読語法に基  
いて分類することが、訓読史記述の前提として必要  
となる。その分類における基準項目を選定する一方  
法として、何よりも先ず小稿「漢文訓読史研究の一  
試論」に次いで、必要な一つの試みであると考える。

(昭和三十八年六月二十四日初稿、三十九年二  
月十四日改稿)

「付記」本稿の資料について、築島裕氏から御芳情を  
得、又、御教示を得た。厚くお礼申上げる。

「追記」

① 「欲」の「ホッス」の訓が漢籍訓みであることは、  
既に宣長が古事記伝で、「漢籍にては、凡て本須<sup>ホツス</sup>  
とよむ、二は本理須の訛れるなり」(訓法ノ争)  
と指摘されている。但し、記伝において「漢籍読」  
と用いる語は、本稿の「漢籍訓読語」とは必ずし  
も一致しない。記伝の「漢籍読」には、単に漢文  
訓読語の意に近い使い方もあるからである。

② 鈴木修次氏の御教示によると、「如<sup>レ</sup>是等」の措  
辞は、漢籍一般には、変文以外は用いられない用  
法である由である。(三十九年六月二十四日)